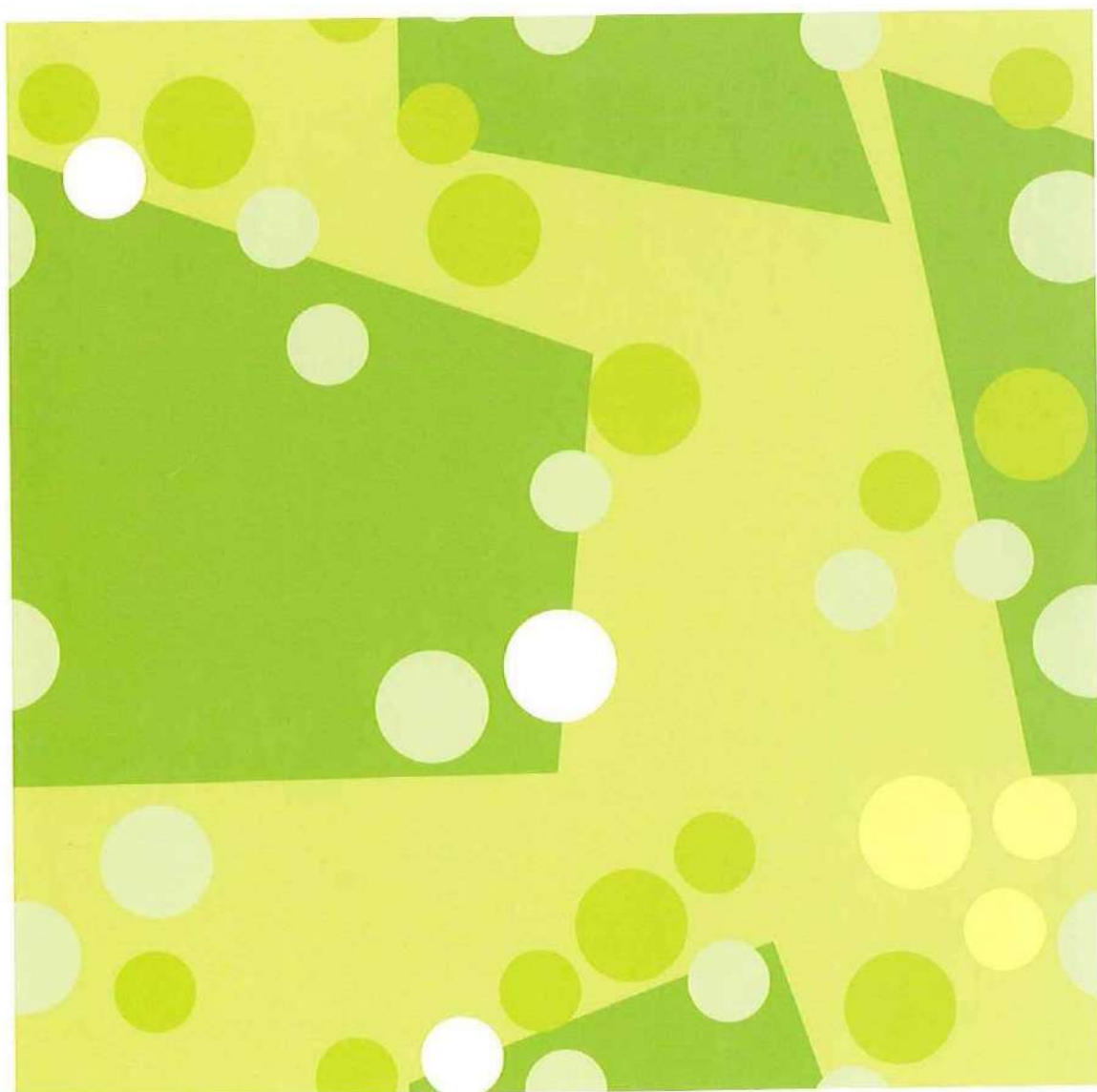


ネットワークプランやまぐち 推進支援事業

調査報告書



社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

はじめに

「平成の大合併」として、全国的に市町村合併がすすめられるなか、山口県においても平成15年4月に2市2町の合併により周南市が誕生したのをはじめとして、合併がすすめられており、平成18年3月現在で56市町村から22市町に再編されています。

市町村合併により、これまでの市町村や地域の枠組みが大きく変わるなかで、社会福祉協議会は組織合併をすすめるとともに、これまで取り組んできた小地域福祉活動の展開や住民参加による各種サービスの提供について再編成をすすめることが求められています。

また、地域で日々生活するなかでは、介護や子育て、まちの環境づくりに加え、台風など災害発生時における身近な支援といった、様々な生活課題が浮かび上がっています。

こうしたなか、山口県社会福祉協議会では、「住み慣れた地域で、誰もが、安心して、豊かに、暮らし続けることができるまちづくり」を目指して、「福祉の輪づくり運動」の全県でのさらなる推進を図るものとして、平成17年3月に「第3次福祉の輪づくり運動推進県域活動計画」（第3次ネットワークプランやまぐち）を策定しました。

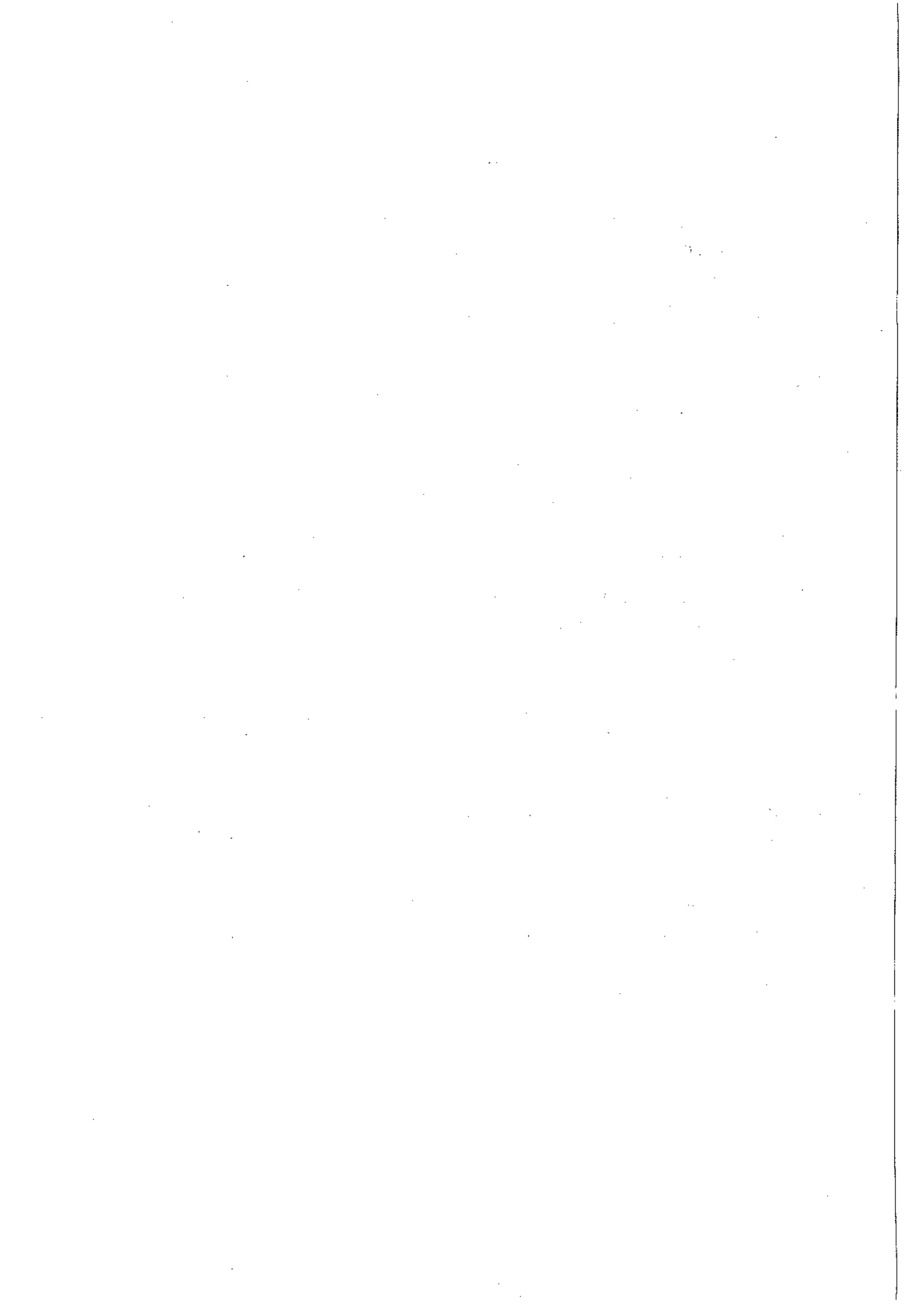
これからこの活動計画に基づいて「福祉の輪づくり運動」の効果的な推進を図るにあたっては、身近な地域において、住民の主体的な参加のもとに、日常の生活課題や災害発生時などにきめ細かく対応することができるよう、小地域福祉活動の基盤づくりをすすめることが第一であると考えています。

本報告書は、地域の実情に応じた小地域福祉活動の基盤づくりに向けて、その実践事例を調査のうえまとめたものです。県内各市町において、小地域福祉活動の推進の一助となれば幸いに存じます。

最後に、大変御多忙のなか本調査に御協力いただきました市町の社会福祉協議会をはじめ関係各位の皆様と、本報告書の作成にあたり、全体を監修のうえ報告をまとめていただきました山口県立大学 社会福祉学部 高野和良先生に心からお礼申し上げます。

平成18年3月

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会



目 次

■調査概要

ネットワークプランやまぐち推進支援事業 調査概要	1
--------------------------------	---

■実態調査報告

(1) 合併市町社協における小地域福祉活動の基盤構築・再編成の取り組み	
《周南市社会福祉協議会》	4
《周防大島町社会福祉協議会》	11
(2) 行政の地域福祉計画策定に係る市町社協との協働	
《山口市・山口市社会福祉協議会》	19
(3) ボランティアの協働と連携のしくみづくり	
《周南市社会福祉協議会》	35
(4) 災害発生時における小地域見守りネットワークを活用した取り組み	
《防府市華城地区社会福祉協議会》	40
《山陽小野田市社会福祉協議会》	60

■調査結果にみる小地域福祉活動の課題と今後の展望	66
--------------------------------	----

山口県立大学 社会福祉学部 教授 高野 和良



ネットワークプランやまぐち推進支援事業 調査概要

1 調査目的

山口県社会福祉協議会が平成17年3月に策定した「第3次福祉の輪づくり運動推進県域活動計画」(第3次ネットワークプランやまぐち)の効果的な推進を図るため、様々な地域特性や日常の生活問題、災害発生時などに対応する小地域福祉活動の推進体制のありかたについて研究を行うことを目的として、県内での住民参加による小地域福祉活動の推進体制づくりの取り組み状況について調査を実施する。

2 調査項目

(1) 合併市町社協における小地域福祉活動の基盤構築・再編成の取り組み

<趣旨>

合併後の新市町社協において、合併前の旧市町村の地域特性や活動実践の差異を勘案しつつ、新市町で取り組む小地域福祉活動の推進体制を構築していくことが必要となる。

そこで、県内で先行して合併した市町社協における、合併後の小地域福祉活動の基盤構築(・再編成)の取り組み状況を調査のうえ、その成果と課題を分析する。

<調査対象>

	特 徴
周南市社協	平成15年4月21日に合併。 合併後、市社協事業全体の体制づくりを進めるべく、地域の関係者などからなる「明日の社協開発会議」を設置し、市全体での地区社協の設置や福祉員の設置などについて協議を行っている。
周防大島町社協	平成16年10月1日に合併。 旧4町社協を「地域福祉活動センター」と位置づけ、新町全体の地域福祉推進体制づくりを図る。併せて福祉員のいない旧町への設置をすすめる。 旧町には地区社協、自治会福祉部の設置があるところがあり、今後の町全体への波及が期待される。

(2) 行政の地域福祉計画策定に係る市町社協との協働

<趣旨>

市町行政が地域福祉計画を策定し、計画に基づいた地域福祉施策の推進、基盤づくりを、社協をはじめ様々な組織・団体・担い手などの社会資源との協働によりすすめていくにあたり、必要となる事項や浮かんでくる課題について、先行している市町の取り組

み状況を基に調査分析を行う。

<調査対象>

	特 徴
山口市 (山口市社協)	国のモデル事業指定を受け、平成14年度から計画策定に取りかかり、地域福祉に関わる様々な組織・団体等との参画を得て、平成16年3月に「山口市地域福祉計画」を策定。 特に、その過程の中で市内3地区を指定し、市社協、地区社協、県立大等との協働により「住民座談会」を開催し、そこでの意見を計画策定に反映させた。また3地区では、地区内での住民自身による地域福祉活動の取り組み方針をまとめて「小地域福祉活動計画」を策定した。

(3) ボランティアの協働と連携のしくみづくり

<趣旨>

住民のボランティア活動への関心や参加が高まるなか、様々な分野の活動が開発されたり、数多くのボランティアグループが結成されている。

こうしたボランティア活動が地域で個々に活動するだけでなく、相互の特性を生かした連携協働ができることにより、より幅広い、規模の大きな活動を展開することにも繋がり、住民の主体的な参画による地域福祉の推進に大きく繋がるものである。

こうした、個々のボランティア活動の開発・グループの育成を踏まえ、相互の連携協働による幅広い活動展開を進める仕組みづくり(=プラットフォームづくり)を進めるため、実践事例をもとに現状と課題を分析する。

<調査対象>

	特 徴
周南市社協	市社協に登録しているボランティア数は4,279名、122団体(平成17年3月末時点)。NPO活動が盛んで、認証されているNPO法人は14を数える(平成17年5月末時点)。関係機関・団体のボランティア登録数が合併前では19,033名であったが、合併を機に解散した団体も多くあり、潜在的なボランティア数は少なくないと考えられる。 また、ボランティアやNPO等の市民活動を支援する周南市市民活動支援センターが設置され、社協との協働のあり方について模索されている。 公民館、市役所支所を基点に、民生委員、ボランティア等で構成された地区社協の活動が盛んであり、「点」のボランティア活動を「円」のネットワーク活動へと昇華させることが期待されている。

(1) 合併市町社協における小地域福祉活動の基盤構築・再編成の取り組み

【1】周南市社会福祉協議会

●聞き取り調査日／平成17年10月7日

①小地域福祉活動の主体となる組織・担い手の状況

★地区社協の設置・活動状況

〈合併前〉

地区社協は徳山のみ「自治会連合会単位」で全22地区に設置されていました。徳山中央部（旧市内）に8地区社協。周辺部（市役所支所管内）に14地区社協。徳山では、各地区独自に主体的に活動している地区社協が多く、全体的に活動は活発です。

組織運営面では、中央部の地区社協は会計などすべて地区の住民自ら行っています。周辺部は事務局長（兼常務理事）が市役所の支所長という形が多いため、支所任せになりやすい傾向にありました。その点、中央部は支所がないので自分達でやらなければならない、それによって結果的に自主性が伸びたようです。徳山市社協が平成4年3月に「徳山ふくふくプラン1（地区社協強化計画編）」を策定し、地区社協の組織運営・事業展開のあり方を示したことで、各地区社協の自主的な活動が進んできています。

地区社協の活動内容はそれぞれ異なります。ひとり暮らしのお年寄りなどの見守り活動、ふれあい・いきいきサロン、敬老会などは概ね共通して取り組まれています。ユニークな例として、地区社

協主催で盆踊り・慰霊祭を行っている地区、ひとり暮らしの方への温泉料金一部補助をしている地区、ひとり暮らしの方へ絵手紙を書いて郵便局員に配達してもらった活動をしている地区もあります。

例えば、岐山地区社協では、バランスよく役割分担され、組織運営がうまくいっています。毎月1回、約10人の役員が集まって、これまでの取り組みの反省と次の企画をする「企画部会」の継続的な実施が、円滑な運営に結びついています。企画部会の開催は、岐山地区社協の規約に位置付けられています。他の方の声も聞くことで地区全体が見え、意見の交流もでき、何年も続ける中、自然と行事も協力体制でやるようになり、いろんな意見を反映して事業を行うことが当たり前になっています。

〈合併後〉

地区社協は周南市全域に作ろうと、各地区の自治会総会などに行って話をしています。

しかし、合併で新南陽市社協・熊毛町社協・鹿野町社協は支部になりましたが、「今までなかったのになぜ敢えて?」「なぜ組織を難しくしないといけないのか?」「なぜ徳山に合わせないといけないのか?」という意見が非常に多い。住民が

(4) 災害発生時における小地域見守りネットワークを活用した取り組み

<趣旨>

災害発生時において被害の未然防止・被災者への効果的な支援などを図るため、日常時において機能している小地域見守りネットワークをもとにした近隣同士での見守り、相互支援をすすめるため、実践事例をもとに現状と課題を分析する。

<調査対象>

	特 徴
防府市華城地区社協	華城地区は地域内全自治会で自治会福祉部を設置し、活発な小地域福祉活動を展開している。 平成3年9月に台風19号が上陸し、最大1週間程度の停電、家屋の半壊7戸などの被害を受けたが、その際でも自治会福祉部が中心になって、上陸前の注意喚起や情報伝達、さらに通過後の復旧作業、水や食事の確保、安否確認などに取り組んできた。 こうした経験を踏まえて、平成9年に「自治会福祉部組織を生かした華城地域災害弱者支援マニュアル」を策定した。
山陽小野田市社協	平成11年9月に台風18号が上陸し、高潮の発生により家屋32戸全壊をはじめ、計552戸が被害を受けたが、町社協では災害対策会議を開催し、災害救援ボランティア本部を設置したり、老人福祉センターの入浴解放、炊き出しを行うなど支援を行った。

3 調査の実施方法

調査対象を直接訪問し、関係職員や関係者から聞き取りにより調査を行う。

ら見れば行政も社協も同じで、「行政が本来やるべきことを、なぜ私たちにやらせるのか」。敬老会にしても「行政がやることで、地区にやらせようと思って地区社協を作らせるのか」という意見が多く、社協局内での共通認識づくり、住民への意識づけに多くの時間を要します。

地区社協設置に向けた課題は「だれが事務をとるのか」「事務局をどこに置くのか」の2つ。

社協から話をする中で「今後、職員も減っていく。これまでのように社協が何でもやるということではできませんよ」ということを理解してもらおうとしています。地区社協作りは、地域の主体的な組織づくりが目的。「地域の活動をより厚みのあるものにしていくには、どうすればいいと思われませんか」と地域の皆さんに投げかけると、やはり「ある一定の地域で、自分たちが話し合う場があり、予算を持ち、決定する組織があった方がいい」という声が返ってきます。でも、合併がなければ、徳山以外で地区社協づくりが動かなかったのは事実で、その必要性もなかったかも知れません。

新南陽の福祉員の活動は素晴らしいし、うまくいっていますが、福祉員と民生委員・児童委員の関係、自治会との関係が十分でない面もありました。合併後、福祉員と話すと「他との連携の意味で、そうした組織が必要なのかもしれませんね」という声があがってきました。

そこで次の段階として、事務局をどこに、誰が事務をとるか、という流れになります。「徳山では地区の皆さんに分担し

てやっていただいています」と話すと、「我々にやらせるのか」という人もおられますが、指示を受けながらやるより、自分たちが考えて主体的にやった方がきっと面白いはずです。「地域の中で活動を進めるには、どうすれば住民にとって一番いいか」という論点だけはしっかり社協が訴えてくることが大切だと考えます。

新南陽では富田東・富田西・和田・福川の4地区で地区社協を作ることとして、平成17年9月末に設立準備委員会を設置のうえ、平成18年6月にスタートすることで準備を進めています。

熊毛には、町内会はありますが、自治会連合会がありません。地区社協を作るにも、まず自治会連合会ができないと無理ではという意見が大勢を占めています。5つある大字の単位で地区社協を作ろうという話がありますが、スタートにはまだ時間がかかりそうです。

鹿野は、来年6月からうまくいけばスタートする予定です。

周南市全体では、平成19年度からは32地区社協を設置し、スタートできるよう準備をすすめたいと考えています。

★友愛訪問員・福祉員の設置と活動状況
 〈福祉員の役割の相違点〉

旧 徳 山	「友愛訪問員」として活動していた。その役割は、主にひとり暮らしのお年寄りや高齢者夫婦の見守り。民生委員・児童委員にも友愛訪問員を委嘱して「グループ長」になっていただき、その下に友愛訪問員が3～4人という形でやってきた。22地区社協 221グループ 773名（民生委員・児童委員を含む）。
旧新南陽	福祉員が「友愛訪問サービス」を行っている。福祉員の数（59グループ514名）が多く、きめ細かい。
旧 熊 毛	福祉員（152名）はいたが、友愛訪問は町委託により老人クラブが行っていた。
旧 鹿 野	「友愛訪問サービス」として社協臨時職員1名が担当。福祉員（68名）は友愛訪問をしていなかった。

福祉員の役割は、旧2市2町で異なっており、全市でこれからある程度合わせていく予定です。

徳山では、会費集めは自治会が行い、福祉員がお金に触ることはありません。でも、ほかの地域でも自治会で会費集めができるのかとなると大変な部分もあります。

新南陽には、福川・富田・和田地区単位で「福祉員連絡協議会」がありました。

熊毛の福祉員はこれまで、会費の集金

や共同募金などを協力するといった役割の位置付けで、1年交替が多く、年1回説明会で集金のことなどをお願いするだけで、福祉員が地区でまとまって話をすることはありませんでした。

鹿野では、募金や集金が主で、位置付けとして友愛訪問の度合いが少し低いという状況でしたが、合併後何回も会議を開いて福祉員に集まってもらい、見守り・訪問活動の取り組みをしてくださいとお話ししたところ、今回の台風では、ひとり暮らしの高齢者一軒一軒を訪ねたり電話したりして几帳面に動いて、確認したことを社協に報告してくださって非常にきめ細やかな対応でした。社協からきちんと説明することで、福祉員が見守り活動を主体的に取り組まれるようになってきました。

〈合併後〉

どこも合併後もそのまま活動は生きています。ただし、徳山の友愛訪問員は、他の市町に合わせて「福祉員」という名称に変えました。

徳 山	福祉員	675名
新 南 陽	福祉員	500名
熊 毛	福祉員	154名
鹿 野	福祉員	68名

徳山の友愛訪問員の名称を福祉員に変えたのは、「徳山ふくふくプラン3」の策定のなかで「指示系統をはっきりさせるために民生委員・児童委員さんと福祉員さんを分けた方がいいのでは」「民生委員・児童委員以外にも地域福祉の担い手

増やそう」と意見があり、連携はとりながらも民生委員・児童委員さんにグループ長になっていただくのをやめ、「福祉員」の名称で統一することになったのが大きな理由です。民生委員・児童委員からは「以前はグループ長だったから、個人情報を出すことに責任が持てたけれども、別になったから出せない」と言う声もあります。一方で、「福祉員さんの担当区域だけなら名簿を出していいのでは」という声も多いようです。いずれにせよ、見守り・訪問活動をすすめるなかで個人情報の取扱が今後の課題となってきます。

また、合併を機に、福祉員の役割として「高齢者のみでなく、子どもや障害者も含め、地域の見守りを行う」ことを改めて再確認してもらいました。

徳山では、民生委員・児童委員1人、福祉員4人で小地区エリアを設定しています。福祉員は自治会から基本的に1人選出していただいています。なお民生委員・児童委員が自治会を幾つ担当しているかは、地域で異なります。

地区社協の下、「小地域」の単位をどうするか、自治会か、民生委員・児童委員のエリアか。徳山では、“民生委員・児童委員一人の担当エリア”を一つの福祉圏域にしてきました。

新南陽も“民生委員・児童委員一人単位”に「小地区福祉員会」を組織。おおむね20世帯に福祉員1人を設置し、自治会から出ている福祉員の数が多い点が徳山と異なります。

福祉員の見守り活動は共通ですが、地区毎に違いが出てきて良いのではないかと

と考えます。福祉員の活動が重要であることは間違いありません。地区社協の設置と福祉員活動の統一という土台を置き、すべて一律でなくても緩やかに、そこから次の段階を考えていこうと考えています。

★自治会福祉部の設置状況

自治会福祉部は合併前も後も、どこも取り組んでいません。

現状では、地区社協の組織づくりをベースに、自治会・福祉員・民生委員・児童委員などとの協働の仕組みづくりを進めている状況です。今後、活動がより幅広くなるにつれ、地区社協単位での活動だけで全てができるかどうかは検討の余地があるようです。

★民生委員・児童委員やさまざまな機関、組織、担い手との連携

民生委員・児童委員は市社協役員に就任しており、地区社協の担い手も民生委員・児童委員が多いので当然連携していく形でしたが、徳山では友愛訪問員と福祉員を分けたことで関わりが少し難しくなったといえます。

合併前、民生委員児童委員協議会の事務局は行政にあり、新南陽のみ市社協が持っていましたが、合併後は行政に一本化しました。

これまであった民生委員・児童委員との深い関わりを変えてしまったので、一時的には違和感があるのかもしれませんが。市全体で民児協も月一回定例理事会があるが、まだ旧2市2町社協でやるのが違うため、歳末助け合い事業をはじめと

して、「この件は徳山管内の民生委員・児童委員さんをお願いします」という形が結構あります。地域限定事業では民生委員・児童委員からの苦情がでていました。

ただ、地区社協には役員として民生委員・児童委員は関わっていますので、地区単位の活動そのものが変わったわけではありません。ただ徳山でいえば、グループ長を外したことは大きく、まだまだ混乱は続くものと思われま

す。民生委員・児童委員が一番やりやすいのは、民生委員・児童委員が福祉員に指示を出す形のようにです。福祉員には「問題点が分かったら、グループ長が関係機関に言うのもいいけれど、まず、一番良く分かっている区域の民生委員・児童委員さんに言って欲しい」と言っています。

今、民生委員・児童委員がいて、福祉員のなかにグループ長がいて、その下に4人くらい福祉員がいる形で連携して活動しています。次の民生委員・児童委員を決めるとき、福祉員からあげることも、反対に75歳で定年になって民生委員・児童委員が福祉員になることもあります。

「徳山ふくふくプラン」を策定するとき、住民からの意見の中で「民生委員・児童委員さんだけでなく、相談できる人を地域の中に増やして欲しい」という声があり、それで福祉員の数を増やしたといういきさつがあります。福祉員の任期は3年で、再任は妨げません。若返りを図るため定年制も設けました。

民生委員・児童委員は地区社協の仕事が増えつつあります。例えばサロンを運営する場合、福祉員も手伝いますが、企

画や段取りをするのは主に民生委員・児童委員です。そのため、「それは民生委員・児童委員の仕事なのか、地区社協の仕事なのか」という声もごく一部にあります。

新しい民生委員・児童委員からは「安否確認のネットワークづくりといいながら、一方では個人情報を出すなど言う。出さないと活動ができないじゃないか」という意見もあります。災害時の安否確認も、障害者については「希望する人が手を上げてください」としています。でも、必要があっても自ら上げない、上げられない人もいて難しいのが現状です。

★需給調整会議の実施

需給調整会議としては行っていませんが、福祉員で作った小グループの会議に民生委員・児童委員に入ってもらっているので、それが需給調整会議に当たるかもしれません。岐山地区社協でいえば、毎月の企画会議がその場になっています。

特に需給調整会議という名称で組織だてなくても、井戸端会議的なものでいいのではないかと思います。呼び名にこだわると、住民は「なぜそんなことまで自分達にやらせるのか」という発想になるかもしれません。話し合いの必要性までは言えますが、その中の細かいところは各地域に任せて、自分たちが必要と思えば話し合っていけばいいのではないかと考えています。

★合併協議の過程で、各社協の現状をどのように分析評価したか

合併協議をすすめるうえで優先順位は、まず市社協の組織体制、役員、理事や評議員の比率をどうするか、会費、事務局の位置、各旧社協の名称や位置付けをどうするのかという点でした。それ以外は、極端に言えば後からでもいいと思いました。

協議項目は最低限まとめないと話ができず、しかも職員専属でないとできませんでした。特に財源、財産状況、収支の状況を、みんなが把握することが一番大事。合併したときに、どれだけ活動費として運営していけるかどうかの分析が大事です。会費によってどれだけどんな事業をしていくかまでは、十分協議できませんでした。活動のあり方は旧市町でかなり違い、最初から一本化するのはいといます。

②合併後の新市社協での小地域福祉活動推進体制づくりの状況

★「明日の社協開発会議」の設置運営について

〈趣旨〉

「明日の社協開発会議」は、周南市社協の理事・監事で構成された組織です。市社協の経営・事業を着実に推進するため、いろいろな課題を職員が決めるのではなく、役員の皆さんに責任をもって主体的に協議し、動いてもらえる場を作ろうという目的で、平成15年度に設置されました。

もともと、徳山で「基盤強化計画」の

中で役員が組織・財政・地域福祉活動の3つに分かれて次の計画を作る話し合いを持っていたことから、この形が一番いいと考え、方法としてそれを踏襲したわけです。例えば、地区社協設置についても、必ずしも役員全員が賛成ではありません。役員の皆さんに主体的に協議の場で話しあってもらうことで、社協自体や役員の役割をよく理解してもらいたいという目的もありました。

〈組織〉

組織は「組織・財政部会」「福祉サービス推進部会」「住民参画企画部会」の3部会に分かれ、役員の各得意分野に応じて、部会に参画し協議していただいています。その中の「住民参画企画部会」で、市全域への地区社協設置のあり方について研究協議を行っています。

〈現状〉

何が求められているのか、課題をどう処理していくか、地域の全体像などを、役員さん自身に認識していただくこととしており、今はまだ何かが生まれてくる段階ではありません。地区社協を作るにはどうすれば一番よいか、どんな資料があれば納得できるかといった状況です。必ずこの部会、理事会、全体の支部との調整会議で課題をかけていて、「明日の社協開発会議」は、事業をうまく展開していくための仕組みの一つになっています。

〈メリット〉

地域性を考慮して選出された役員に、

周南市全体像を再確認していただいています。そのことによって、例えば地区社協設立の会議で、市社協全体の立場で発言していただけるので効果的な面があります。また、社協に対する地域の様々な声を伝えていただけるので、住民の声を十分反映させて議論を深めることにつながっています。部会で様々な議論を重ねることで互いの一体感が生まれてきています。

しかし、最初の頃は役員の発言にも地域性がかなり出ていました。特に鹿野や熊毛からの役員には、職員が減っていくのではという危機感が強くあります。それだけに職員の数だけの問題ではないこと、地域福祉をすすめていくために社協はどんな機能と役割を持つべきなのか、という考えを共有していくことが必要となります。

〈協議の中で浮かびあがった課題〉

主には、地区社協の設立をどのようにすすめるかといった点や、合併後の社協の経営面・職員体制など、社協組織、事業全体に幅広く浮かびあがっています。市でも今、外郭団体の取り扱いの方針が出ているので経営計画も出さねばならず、旧2市2町社協の意見も反映しながら全体的に協議していただいています。小さな課題はたくさんあり、地域ごとに異なるものをどう統一するのか、まだまだ協議していくことはたくさんありますが、今は運営そのものの課題より、違いの再認識の繰り返しの段階になっています。

③今後の小地域福祉活動の推進体制づくりに向けて

市社協の理事・監事で構成された「明日の社協開発会議」の設置によって、市社協の経営・事業が事務局任せになることなく、役員・職員がともに目的を理解し、住民参加による地域福祉活動推進のための課題に臨む体制づくりが図れていることは大きいといえます。

小地域福祉活動の推進体制づくりでいえば、地区社協の設置など、ある一定の基盤だけは統一しておくことが重要であり、地域で主体的に活動できる基盤ができれば、後はそれぞれで地域のニーズに応じた活動づくりに取り組みます。

合併を機に、熊毛でふれあいいきいきサロン・子育てサロンが始まったり、鹿野でもサロンが思った以上に広まったり、徳山や新南陽の例が刺激になったものもあり、今後の全体的な効果が期待できます。

現状は合併のいい面を出せるところには至っておらず、まだ意識統一に取り組んでいる状況であり、これから職員の異動などをしていく中で、また市全体の地域福祉活動計画も作られて初めて新たなものを作り出していこうとなっていくのではないかと考えます。

今後も継続してこの体制で会議を継続していきます。社協の状況は今後もっと難しくなるので、役員の皆さんに社協そのものを強化するための意見を出してもらい、事業ごとに役割ももっと明確にもってもらおうなど、今後の展望を話し合う場にしたいと考えています。

【2】周防大島町社会福祉協議会

●聞き取り調査／平成17年10月20日

①小地域福祉活動の主体となる組織・担い手の状況

★小地域見守りネットワーク運動

〈合併前〉

それぞれの地域で行われていましたが「ネットワーク」として明確な体制づくりはできていませんでした。旧東和町のように「自治会福祉部＝福祉会」が設置されていても「自治会」での見守りネットワークが組織化されていないところが多いのが実情です。

「見守りネットワーク会議」はどこでも行われていません。例えば、旧大島町の場合、旧村4地区で民生委員・児童委員、友愛訪問員合同会議で、何かありませんか、と話し合いの場を持っていましたが、見守り活動については個々で対応しているのが現状で、困難事例に対しても協議する場がなく、「ふれあい・いきいきサロン」「給食サービス」「生きがい対応型デイサービス」「友愛訪問」など、事業ごとに単発的に行われていました。

特徴的な活動でいえば、旧久賀町では「生きがいデイサービス」が活発に行われていました。旧橘町では旧校舎を活用した「かんころ楽園」。旧東和町では「緊急連絡カード及び安心カード」を作成し、更新はされていませんが、更新を希望して言って来られる方には作り替えています。「ふれあい郵便サービス」も行われていて、これは地域の方が絵葉書などを書けば（葉書代は社協持ち）、郵便局員がひ

とり暮らしの高齢者に手渡しで届けて安否確認をするというものです。

いずれにせよ、何かあれば社協に連絡してくる形ですすめており、「小地域の見守りネットワーク」にはなっていなかったといえます。

〈合併後〉

合併後もネットワークになっていない状況は同じです。「ふれあい郵便サービス」は、周防大島町全町に広げていくことになりました。

現状としてネットワークにはなっていませんが、大島地域は、民生委員・児童委員の推薦で友愛訪問員を委嘱しているので、民生委員・児童委員と友愛訪問員のつながりはかなりあります。

久賀地域は、旧久賀町社協が民生委員・児童委員担当地区で「地域福祉懇談会」をやってきていますので、今後、見守りネットワークは民生委員・児童委員単位がいいのか、自治会単位がいいのか、投げかけていきたいと思います。

旧橘町は、老人クラブの活動はかなり活発で、「友愛訪問」が行政からの委嘱（事務局は役場）で行われていました。「福祉員」を平成17年から新たに設置しましたので、自治会を中心として、民生委員・児童委員とも連携しながら自治会福祉部的な体制を作りたいと考えています。

現在の課題は、民生委員・児童委員にどのように協力していただくかというこ

とです。以前は民生委員・児童委員が在宅介護支援センターへよく相談に行っていたのですが、合併後、行政が介護保険も見守りに関することも個人情報ということで、民生委員・児童委員にあまり情報提供しなくなりました。現在、民生委員・児童委員は個人情報保護というものが、大きな壁になって活動しにくくなっているのではないかと思います。

しかし、基本的には、民生委員・児童委員として生活歴・家族歴などを知っておられるので、「見守りの要」として、自治会、福祉員に活動してもらいたいと構想しています。しかし、こうした新社協としての考え方が、民生委員・児童委員にまだ浸透していない状況にあります。

今後、民生委員・児童委員や福祉員、自治会などと一緒になって、周防大島町全体での地域福祉の取り組みについて協議の上、誰もが安心して暮せる福祉のまちづくりとしての地域福祉活動計画の策定を進めていきたいと考えています。

★地区社協の設置・活動状況

地区社協は合併前、旧大島町に4地区社協（旧村単位）があったのみでした。主な構成員は、民生委員・児童委員児童委員・老人友愛訪問員代表・婦人会代表・老人クラブ代表・子供会会長・ボランティア・学識経験者・小学校長・中学校長・区長等です。

合併後は、基本的には町全域に、旧村単位に近い今の「中学校区」ごとに設置しようと考えています。中学校の数は、

全体で10か所です。（ただし、中学校の統合の問題があり、それによって校区が再編成される可能性があります。）

地区社協の設置にあたって、「地区社協があり、規約がこんな形であり、民生委員・児童委員、ボランティア、婦人会などが会に入っています」というふうに当てはめて作ると、結局、社協の下部組織になってしまいます。

一方では、住民から「社協とのつながりが薄くなってやりにくくなった」という声もあります。社協が事務局をやって、住民の皆さんはいろいろ意見を言って、実際には社協職員が総出で動かないとできないということもありました。しかし、今後は地区社協の方ができる範囲でやれるように考え直していきたいと思っています。

地域の福祉活動の検証、普段の生活の身近な問題ケースを、小さな単位で、民生委員・児童委員も含めて話し合っただけ場が意外とありません。地区社協の下の自治会単位での「こねっと会議」のような座談会を開いてもらい、そこに社協も一緒に入るので、身近な部分の話し合いをしていきましょう、と呼びかけていきたいと考えています。

地区社協の拠点を設け、自分たちが気軽に立ち寄れる場、身近に話し合える場、しかもだれか管理人がいる場を持とうという声が出てきていますし、サロンをやっているという話もいくつか出てきています。

そうではなくて、地域でどういう形ならやりやすいのか、社協が今、地域の中

に入っていて自治会やいろいろな方々の声を聞いているところです。

★自治会福祉部の設置と活動状況

旧久賀町	設置なし
旧大島町	設置なし
旧東和町	設置あり。呼称は「福祉会」。地形上の理由で地区社協を設置せず、福祉の輪づくり運動の一環として、平成元年ごろより自治会別の「住民福祉講座」「懇談会」を通じて、自治会福祉部の設置を呼びかけ、平成8年度に全22自治会で福祉部を設置完了。
旧橋町	設置なし

合併前、「自治会福祉部」は旧東和町にのみ設置されていて、「福祉会」という呼称で全22自治会に設置していました。地形上の問題から、気になる人を見守るには、地区社協を設置するよりも、自治会で地域ぐるみでやるのが効果的と思われたからです。自治会、民生委員・児童委員、福祉員さんが一緒になって、身近な生活エリアの中でみんなを見守っていきましょうという体制づくりとして、「7つの目の見守り体制（一週間）」を構想し、軒先まで行くのではなく、元気に生活しておられる様子を確認するという形で、安心の地域づくりに取り組まれました。

もともとは昭和62年ごろから毎年22地区で、自治会長、民生委員・児童委員、ボランティアなどが集まって「住民福祉講座」を行っていました。介護保険のと

きも、その場に行って説明したので詳しく説明できました。ただ、いつも来る方は来られますが、来ない方は来られないという課題がありました。夜にも開催してみましたが、参加者は同じでした。

「住民福祉座談会」も福祉講座と併用して通算17年間取り組んできました。自治会単位で「需給調整」をしていただくための話し合いの場をつくっていただき、社協から地域でつなぐ共同募金を地域へ配分するという形で、規模に応じて「運営費」を毎年助成していました。福祉目的であれば、給食やサロン、研修など、様々な活動が取り組まれました。

ただし、地元では「福祉会」は福祉だけの関係で、自治会役員と福祉会役員は違うというイメージがあり、地域で活動にも格差がありました。自治会単位だから、道のこと、環境のことなど、いろんな身近な情報や課題が具体的で分かりやすかったのですが、平均的には需給調整会議を行うような活動がとれなかったといえます。民生委員・児童委員と福祉員が定期的に合同で協議できる機会を、合併前から積極的に作っておけばよかったと考えています。

周防大島町全体では、自治会が100以上あり、どこまで設置していくのか現在検討中です。

★福祉員の活動状況

旧久賀町 社 協	各自治会に1～3名を設置。地域におけるアンテナ・パイプ役。会費の徴収。初盆家庭への御供物配布、老人協力員（愛のベル相手方）へ薄謝配布、研修旅行、ふれあいサービス・ふれあいサロン・地域福祉懇談会への協力（参加支援など）、福祉チャリティバザーの開催協力、見守り・輪づくり活動への協力、60名。
旧大島町 社 協	設置なし。「友愛訪問員」が福祉員の活動を担っていた。
旧東和町 社 協	行政の地域における伝達役である「駐在員」単位に設置。地域におけるアンテナ・パイプ役。会費の徴収。社協だより・慰問品などの配付。ふれあい給食の調理・配食。91名。
旧橋町 社 協	福祉員の設置なし。評議員が福祉員と同じ活動。

旧大島町 社 協	85名。民生委員・児童委員の推薦により、社協会長が委嘱。年間5,000円の基本手当、訪問対象者1人につき1,200円、ふれあい弁当配送者には1食50円を活動費として支給。財源は共同募金配分と委託金。集会は年2回。対象者は、65歳以上のひとり暮らしの方など、80歳以上程度の2人暮らし世帯。
旧東和町 社 協	町老連で32単位老人クラブ中100グループ（1グループ4～5人）。町が老人クラブに委託。活動費は、委託金年間70万円（町→老人クラブ）、1グループ7,000円を支給。集会は行われておらず、実際には活動していないグループもかなりある。
旧橋町 社 協	町老連が実施しており、事務局は町。共同募金配分により年間10万円を配分。活動内容等の詳細については把握できていない。

★友愛訪問の活動状況

旧久賀町 社 協	27名。単位老人クラブ会長の推薦により、社協会長が委嘱。任期は2年。訪問員は原則として60歳以上のボランティア。活動費は年間3,000円。財源は委託金。集会は年2回。対象者は、原則として65歳以上のひとり暮らしの方。
-------------	--

合併後も友愛訪問の状況に変化はありません。訪問員によって、毎週行く人もいれば、月1回という方もおられます。「記録」を書いてもらうようにすると負担になってしまうので、社協からはお願いしていません。

友愛訪問による安否確認は、仕事のになると訪問する側の負担になってしまい、また細かくエリアをしぼるわけにもいかず、隣近所程度には行ってもそこから先

はなかなか訪問しきれない状況もあるようです。そのほかプライバシーの保護の問題や対象者から疎ましがられたりすることも。逆に「安否確認に来てくれない」というひとり暮らしの方の声もあり、その場合は「電気がついたり消えたりしていれば、それで確認しておられるんですよ」と説明することもありました。

「緊急のとき」は民生委員・児童委員や社協に連絡を、とお願いしています。

★ふれあいいきいきサロンの設置状況 〈旧サロン設置数〉

	合併前	合併後
旧久賀町	15カ所	16カ所
旧大島町	1カ所	10カ所
旧東和町	23カ所	38カ所
旧橋町	22カ所	30カ所
計	61カ所	94カ所

社協では合併後、目に見えるネットワーク活動としてふれあいいきいきサロンの設置を積極的に啓発しています。活動内容としては難しいことをいわず、住民の皆さんの自主企画で、社会教育的ではないもの、講師を伴わないもの、みんなが一緒になって趣味的な活動ができるもの、ただ話すだけでもいいというような活動内容としてサロンの設置要綱をまとめました。

その結果、設置数は今、全部で約90カ所に増えました。旧大島町では合併前は1カ所でしたが、地区社協等の集いでサロンを啓発したところ、10カ所に増えてきました。

〈ふれあいいきいきサロンの助成金

(合併前)〉

	助成額	財源
旧久賀町社協	1サロン35,000円	社協自主財源
旧大島町社協	助成なし	
旧東和町社協	「住民主体型」 会場代1回500円 茶菓代1回50円	社協自主財源
	「ミニデイ型」 年間63万円	町委託金 利用者負担なし
旧橋町社協	1サロン2万円助成 (19サロン×2万円 =38万円)	社協自主財源

合併前、ふれあいいきいきサロンの助成金は各町で異なっていました。合併後は、共同募金と会費を活用して活動にお返ししようという形で統一しました。子育てグループが訪問するサロンもあります。子育てサロンもぜひ設置したいと思います。

★住民座談会の開催

〈合併前の取り組み状況〉

旧久賀町社協	各民生委員・児童委員単位で実施。参加者は一般住民、協力者として民生委員・児童委員、福祉員、その他の福祉団体役員。全戸にチラシを配布。在宅介護支援センターのスタッフ、町職員、保健師も同席して実施
旧大島町社協	実施なし。

旧東和町 町社協	自治会単位（全22地区）で実施。参加者は一般住民。案内を自治会役員や福祉関係者に配り、前日・当日に放送依頼。当日は説明資料・パンフレット等、帰りに粗品（砂糖など）を配布。町保健師が終了後に健康指導や相談を実施したことが2回。
旧橋町 町社協	実施なし。

合併後、全町で住民座談会を企画しているといっていますが、まだ行われていません。

ただ、例えば地区のデイサービスセンターの運営のことなどを話す座談会を行った事例はあります。ある地区にあるデイサービスセンターでは、まわりに店がないことからデイサービスに來れば買い物に連れて行っていただけなのですが、買い物は本来介護保険サービスでないことと合併によりサービスを統一するため、買い物サービスに制限をかけたところ、利用者から利用するメリットがなくなったということで、説明会を開いたのです。話し合いの結果、買い物サービスは自分の目でモノを選んで買う楽しみや気晴らしにもなっていたことが分かり、月1回は行いましょうということになりました。

②今後の小地域福祉活動推進体制づくりに向けて

★地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定

《合併前の各社協での地域福祉行動計画策定状況》

旧久賀町 社協	第1次活動計画は、部会を通じて策定。第2次活動計画（平成12年～16年度）は、平成13年2月策定。
旧大島町 社協	平成15年度に「地域福祉活動計画」を地区社協・地区ボランティア推進委員会組織をもとに作成を計画。
旧東和町 社協	第1次活動計画（平成7～11年度）策定。第2次活動計画（平成12年～16年度）策定。
旧橋町 社協	第1次活動計画（平成7～11年度）策定。第2次活動計画は、未策定。

※行政の地域福祉計画は旧大島町では策定していませんでしたが、他の町では策定されていました。

〈合併後〉

周防大島町では平成17年度中に、保健と福祉を一緒にした「総合保健福祉計画」が策定され、合併前に各町で実施していた施策やサービスの再編が進められています。社協でも、合併後の町全体での体制づくりに向けて、住民の方々と話し合いながら、構想づくりを進めようとしています。住民の皆さんからは「どうして今まで通りにできないのか？」という声が多く、話がなかなか前に進まないことが多く、考えをまとめていくにはどうすれば理解が得られるのか、ということが課題になっています。合併時に掲げた構想として「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」として、誰が主役なのか、

社協の役割とはなど、本来なら合併時に新しい町をどうしたいのかという計画を策定し、「3年後はこうします」「5年後はこうなります」といった具体的な形にしてみせることが大事になります。

★社協が進める小地域福祉活動の基盤づくりの構想

町社協全体の基盤づくりに向けて、合併するまでかなり協議を重ねましたが、詰めきれなかったもの、合併するまで見えなかった部分もたくさんありました。中身は先送りでした。事業を統一して要綱を作るにも、職員の考え方・やり方・地域でのあり方など、旧4町社協で異なっていました。

社協と住民のつながりが地域であったし、そこで取り組んできた効果的な取り組みを他の地域にも広げていくことで、町全体の基盤づくりを進めていきたいと考えています。

また、合併で社協活動の原点の見直しが図られました。いいところや悪いところが一緒になって見渡すと見えてきて、例えば昔からあったためにやめられなかった過剰サービスについて、合併を契機に廃止したというものもあります。従来のサービスが合併直後は一度低下したとしても、再編していく中で、再び向上に結びつけていこうとしています。

地区社協は、基本的に中学校区ごとに設置しようとしています。町社協では、地域の皆さんの主体性を生み出すにはどんな形がいいか、自治会などの声を聞いているところです。地区社協で地

区の課題を受け止め、そこから自治会（福祉部）へ発信していく体制づくりを構想しています。「明日は我が身。そのためには何をしなければならないか。」そういう意識で地域を基本に活動を進める場として、地区社協、自治会福祉部を設置していこうとしています。

★構想を実践するための社協の組織体制づくり

合併後、旧4町に「地域福祉活動センター」を設置しました。社協事業の運営は本部に集中させ、地域の4センターでは小地域福祉活動を専門に行い、各センターに設置した「福祉活動専門員」が地域の声を聞いて調整しながら活動展開する体制づくりを目指しています。

今後は地域福祉活動センターを地域福祉活動の拠点として、地域とのつながりを深めていきたいと考えています。そのためには、各センターの専門員の意識や互いの連携も重要になるため、月1回会議をもち、課題や目標をたてて取り組んでいます。そんな中、まず1カ所のセンターで、平成18年1月の「住民座談会」の開催が決定しました。そこで旧4町での取り組みなども紹介します。今後も段階を追って、継続的に行っていきたいと考えています。

★住民への啓発・共通認識づくり

今は役員だけの話し合いの場しかなく、小地域で話し合う場がありませんでした。これまで事業ごとの単発的な活動であり、自治会とつながりのないところがほとん

どでした。

今後は地域の日常生活の中での身近な問題を、民生委員・児童委員も含めて話し合っただけで自治会単位の「こねつと会議」のようなものを行い、そこに社協も参加していきたいと考えています。

また、合併を機にサービスの見直しを図ることで、住民の皆さんから説明を求められることが多くなってきました。その際に、「社協の目標とは何か」、「自立支援とは何か」といった理念を、職員が自らの言葉で住民の皆さんにきちんと説明できるかが大事です。そしてその理念がサービスの中でどこまで実現できているのか、地域で必要なのは何か、利用者が求めているのは何か、職員1人ひとりが見つめ直せるよう、一緒に考えていくことが必要と考えています。

一方、住民の皆さん自身にも、自立支援の理念を理解していただけるようにしなければなりません。そこで、まず根底となる健康づくりから取り組もうと、三重県紀南町で効果が上がっている、どこでもだれでも座ったままでも気軽に行える「ゆる体操」の指導員養成の準備を進めています。「ゆる体操」は、からだを緩め、血行を良くし、ストレス解消にもつながる体操。指導員がサロンやひとり暮らし高齢者宅への訪問などを通じ、町や食生活改善推進員とも連携して食生活改善のアドバイスも行いながら、もっと組織的に、健康作り・自立支援の啓発を進めていきたいと考えています。

住民の皆さんの意識を醸成していくには、わかりやすい具体的な手法を提示し

ていくことが効果的であり、今後もさまざまな手法を開発して、住民の皆さんと一緒に進めていきたいと考えています。

(2) 行政の地域福祉計画策定に係る市町村協との協働

【1】 山口市・山口市社会福祉協議会

●聞き取り調査／平成17年10月14日

①地域福祉の計画的な推進における行政と社協との連携状況

山口市では、平成16年3月に策定「山口市地域福祉計画」を策定しておりましたが、その後平成17年10月に周辺4町（小郡町・秋穂町・阿知須町・徳地町）との合併を行っており、新生山口市としての地域福祉計画の再編・策定が検討されています。

平成17年度時点では、合併前の市町村で策定された計画に基づいて施策展開されており、山口市においても、現行の地域福祉計画は旧山口市内においてのみ実施するものとされています。

社会福祉協議会においては、市町村社協合併前の段階では、山口市社会福祉協議会が平成12年3月に「第2次山口市地域福祉活動計画」を、また阿知須町社会福祉協議会が平成17年3月に「第3次阿知須町地域福祉活動計画」を策定しています。

「山口市地域福祉計画」に基づく地域福祉施策推進への取り組み開始時期が、市町村合併と市町村社協の合併協議、新社協の基本構想の策定と重なっていたこともあり、各施策の展開と活動については、合併前の山口市と山口市社会福祉協議会の間で、従来からの事業運営と活動のなかで継続的に取り組みがなされています。

②住民座談会の開催と、小地域福祉活動計画の策定の取り組み

～地域での生活課題を解決できる
仕組みづくりの推進～

山口市社会福祉協議会では、合併協議をすすめる過程のなかで、合併により大きな社協になるほど、地域に根ざしたきめ細かい計画的な活動をすすめることが必要となることから、平成14年度から市行政との協働により、地区社協単位で「住民座談会」の実施と、「小地域福祉活動計画」の策定をすすめています。

これは、各地区での日常生活全般にわたる様々な課題を集約し、その解決・支援に向けて「地域が主体となって取り組んでいくべきもの」を整理のうえ、具体的な活動内容を住民みんなで考えていくことを目的としており、地区社協を実施主体として、地域住民をはじめ、地区内の団体・組織などの参加と協力のもとに取り組むこととしています。

平成14年度に市内3地区（白石・宮野・秋穂二島）をモデル地区に指定して「住民座談会」を開催し、翌15年度には、住民座談会の結果を踏まえたうえで「小地域福祉活動計画」の策定を行いました。

こうした取り組みは、山口市が平成15年度に地域福祉計画を策定するにあたり、地域のよりきめ細かいニーズを把握し、地域住民の声を十分計画策定に反映させ

る、ということにもつながっております。

15年度以降も引き続き地区指定を継続し、「住民座談会」の開催と「小地域福祉活動計画」の策定をすすめており、他地区社協への波及を図るとともに、今後の山口市全体の地域福祉の推進につなぐこととしております。

〈実績と計画〉

	住民座談会の開催	小地域福祉活動計画の策定
平成14年度	白石地区・宮野地区・秋穂二島地区	
平成15年度	小鯖地区・嘉川地区	白石地区・宮野地区・秋穂二島地区
平成16年度	大殿地区・鑄銭司地区	小鯖地区・嘉川地区
平成17年度	仁保地区・佐山地区	大殿地区・鑄銭司地区
平成18年度	吉敷地区・名田島地区	仁保地区・佐山地区

★住民座談会の開催

平成14年度に市内3地区で「住民座談会」を実施するにあたり、山口市社会福祉協議会では、指定地区毎に担当職員を選任し、その地区での「住民座談会」の運営を支援する体制をつくりました。

各担当職員から、地区社協をはじめ、地区内の民生委員・児童委員や福祉員、自治会、当事者組織などに働きかけを行い、地域住民が一体となって「住民座談会」を運営するという意識の醸成が図られました。

また、山口県立大学社会福祉学部の教

授・学生の参画を得て、「住民座談会」の運営面での助言や、記録・集計などの支援を受けました。

「住民座談会」を運営する体制づくりとしては、まず地区社協内で、「住民座談会」を運営する責任者・担当・役割分担を決め、そのうえで地区内の関係者（団体・担い手など）に対する事前説明会を実施し、「住民座談会」に対する周知と共通認識づくりを図り、運営への協力をいただきました。

山口市社会福祉協議会では、各指定地区の担当職員が地区社協にはいり、運営体制づくりに向けて協議・助言を行うとともに、山口県立大学社会福祉学部からも助言をいただきました。

こうした体制づくりを踏まえて、「住民座談会」を開催されました。

各地区とも月1回ペースで計3回開催しており、基本的な進め方は以下のとおり共通しています。

第1回	現状と課題	・「住民座談会」の目的・趣旨の周知を図る。 ・住民の声から、まちの現状と生活課題を明確にする。
第2回	対策	・まちの生活課題に対し、地域で出来ることを考える。
第3回	まとめ	・地域で出来る対策について、具体的な取り組みを企画する。

「住民座談会」を開催するうえで、より多くの住民の参加をいただき、多くの

意見を出していただくための工夫として、以下の点が挙げられます。

- (1)開催時間を平日夕方または休日に設定し、仕事が終わってから参加できるようにした。
- (2)「住民座談会」での協議を進める手法として、カードを使って参加者みんなが意見を出せるようにした。またカードを模造紙に整理する作業を参加者が共同で行った。

平成15年度以降も、指定地区を2地区にしたものの、基本的には同様の手法で「住民座談会」の実施を進めており、最終的には市内全地区での実施を進めることとしていました。

しかし、市町村合併をしたことにより、合併した旧4町でどのようにすすめていくかについては調整が必要となります。

★「小地域福祉活動計画」の策定

平成14年度に「住民座談会」を実施した3地区では、引き続き、翌平成15年度に「小地域福祉活動計画」の策定に取り組みました。

「小地域福祉活動計画」は、地区社協が主体になって、地域住民や様々な団体・担い手などとの協働により、地区内での地域福祉の推進、まちづくりの展開を図るための活動計画を住民みんなでつくるものとして位置づけられています。

計画策定に向けて、各地区社協で策定委員会を設置されています。委員会は地区社協会長、自治会、地区内の団体、公民館、行政の出張所、福祉員、学識者などで構成されています。

策定にあたっては、先の「住民座談会」において抽出された地域の生活課題とその対策、地域で住民がすすめる取り組み、といった事項をもとに協議をすすめ、その地区の中長期的なまちづくりの姿を展望し、その実現に向けての具体的な実践手法、年次毎の取り組み目標を定めたものとなっています。

平成16年度以降も、指定地区を2地区にしたものの、基本的には同様の手法で「住民座談会」の実施に引き続き、「小地域福祉活動計画」の策定に取り組んでおり、最終的には市内全地区での策定を進めることとしていました。

しかし、市町村合併をしたことにより、合併した旧4町でどのようにすすめていくかについては調整が必要となります。

③取り組みによる成果

- (1)問題意識の啓発と住民のつながりの醸成がなされた。

地域の生活課題のうち、地域で解決できるものは解決していかなければならないという意識とが醸成されました。住民座談会を開催したことにより、それまでは隣に住む人の名前も分からなかったが、コミュニティの情報の共有化と人と人のつながりができました。

- (2)地区社協としての意識の高揚と、住民の意識を高めるためのノウハウを蓄積できた。

活動後でも「今まで、地域の事について話し合うような機会が無かった」「このような活動を継続してほしい。」などの意

見が多数寄せられ、地区社協の活動に対する参加意識が高まってきました。

また、住民の意識を高めるための方法についても、そのノウハウのひとつを、山口市社協をはじめとして地区社協としても蓄積できました。

(3)行政・社協・学識（山口県立大学）と地域の社会資源との連携による事業展開ができた。

「住民座談会」の開催から「小地域福祉活動計画」の策定、という一連の流れのなかで、行政・社協・学識（山口県立大学）と地域の社会資源との連携による活動展開が行われ、様々なノウハウの吸収とともに、連携、協働による活動のありかたが確立されました。

④取り組みを通じて浮かび上がった課題

(1)各地区社協での計画推進・活動展開を市社協がどのように支援していくか。

各地区社協で「住民座談会」を開催のうえ、「小地域福祉活動計画」の策定をすすめるにあたり、山口市社会福祉協議会では地区に入って行って積極的な支援を進めてきましたが、これからは「活動計画」を策定した地区社協が実際に活動を企画実践していくのにあたり、どのような支援を展開していくかが課題となります。

特に地区社協が活動を企画し、必要な準備をすすめ、関係先との調整・協議、住民への働きかけ、といった具体的な手法について、市社協から助言や情報提供、

物理的な支援などが効果的に提供されることが必要となると考えられます。

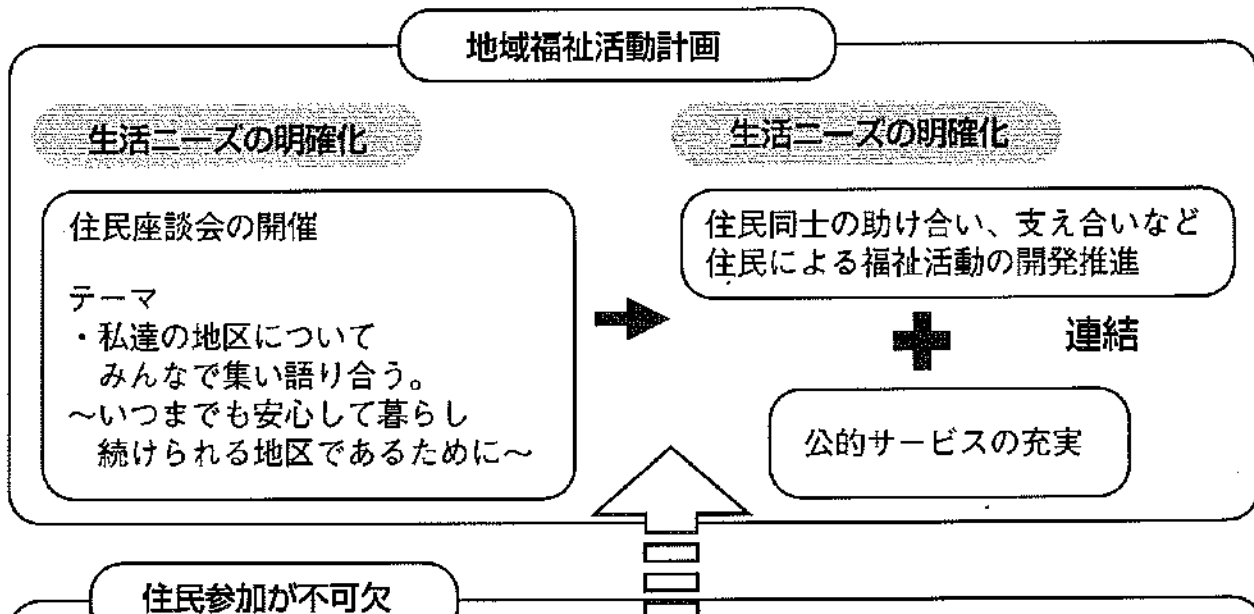
(2)新市全体での地域福祉の推進をどのように進めていくか

現状では、行政においても、社協においても、当面は合併前の旧市町での施策や活動を継続していますが、今後は合併後をにらんで、山口市全体で地域福祉をどのように推進するか、という明確な全体像を構築することが課題となります。

この度の取り組みでは、地区社協を主体として「住民座談会」の開催から「小地域福祉活動計画」の策定、という一連の流れを通じて、小地域における主体的な地域福祉活動の推進を図る体制づくりをすすめてきたわけですが、地区社協の設置のない旧町の地域ではどのように体制づくりをすすめるのか、といった方針づくりが不可欠となると考えられます。

また、今回の取り組みを通じて、行政・社協・学識と地域の社会資源との連携による活動展開のノウハウを開発し、相互の意識醸成につながっています。今後はこうした連携をさらに深め、新市の地域福祉推進の共通ビジョンのもとに、より幅広い施策や活動の展開につないでいくことが、より効果的であると考えられます。

地域福祉活動計画と住民座談会



住民参加が不可欠

- ▼生活ニーズを一番良く知っているのは住民。
- ▼小地域ごとに住民が主体に参加する座談会等を開催し、住民自身により、
 - 1、生活ニーズを明らかにする。
 - 2、その解決方法を検討する。
- ▼この結果、住民は地域に関心を持ち、積極的に福祉活動にも参加し、互いに助け合い、支え合うような人と人との関係づくりが進みます。
- ▼地域福祉活動計画では、このような住民の主体的な活動の積み重ねが最も重要です。
- ▼従って、計画は創ることだけが目的ではなく、計画を創り出す過程を通して、人をおこし、町をおこし、豊かなコミュニティを築くことが目的です。

住民座談会の目的

家族と地域の「今」を確認し、地域で暮らす方々が安心して暮らし続けていくために必要なことを考える。

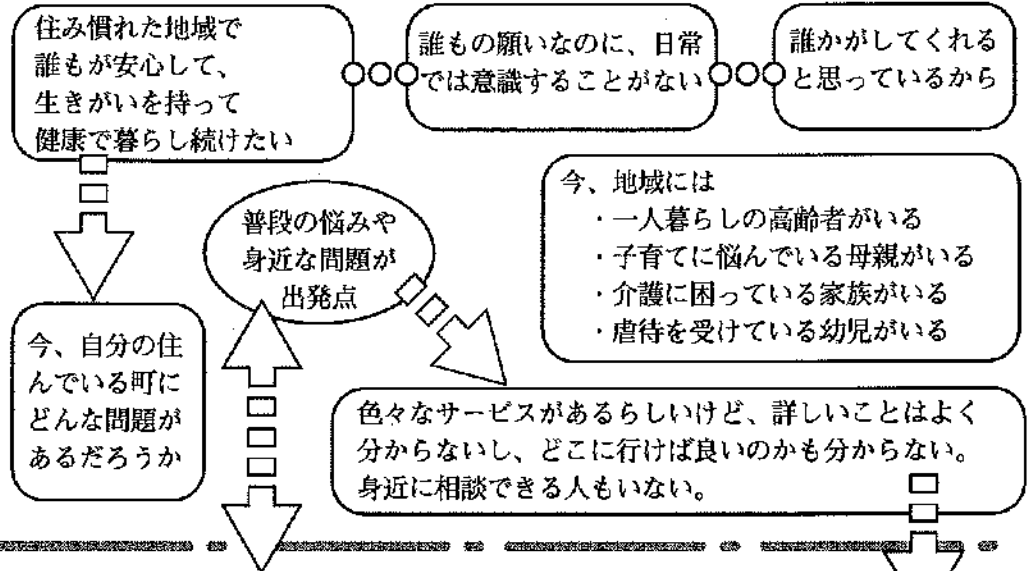
- 住民の方々の参加と協力をいただく。
 - 1、意見と意思をうかがう → 利用者、家族、担い手として
 - 2、地域の様子をうかがう → 新たなサービスのために
 - 3、住民の皆さん一人ひとりができることを、無理なく行うために
- 地区地域福祉活動計画を創り出すために

住民座談会・イメージ

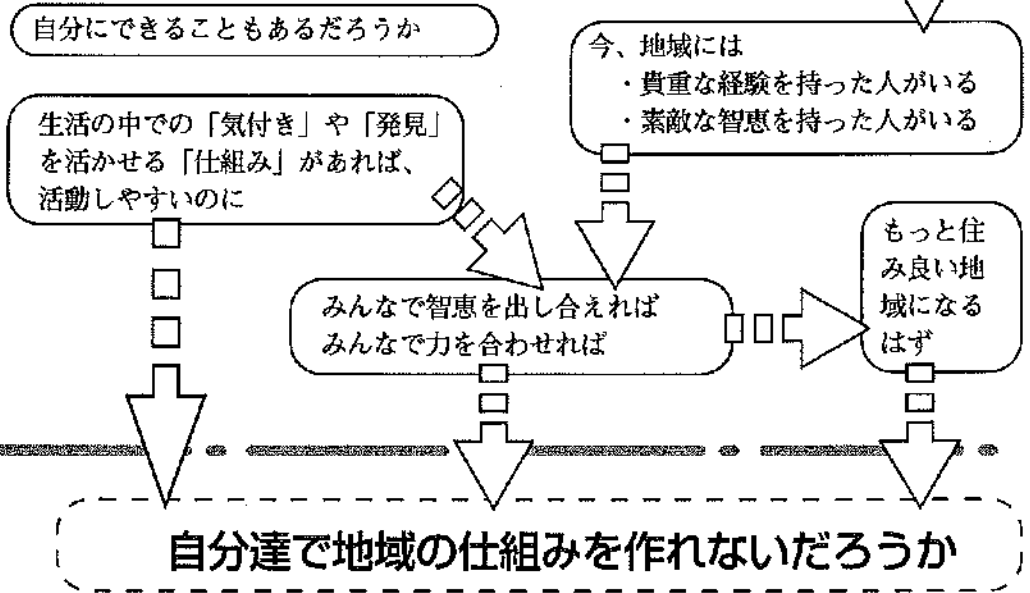
リーダーの養成
(模擬座談会)

座談会の進行と、意見の整理を円滑に行うために、模擬座談会を開催し、座談会のリーダーを養成する。

第1回
現状と課題

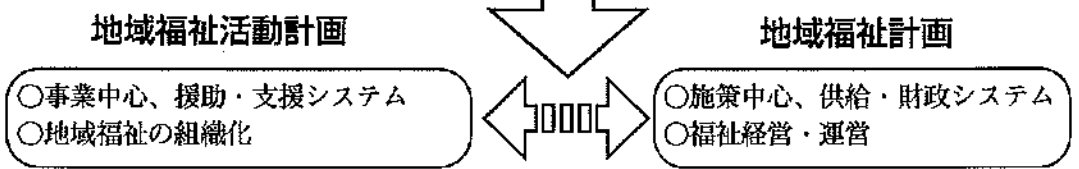


第2回
対策の検討



第3回
まとめ

地域福祉活動計画は、そんな住民の意欲やエネルギーを引き出したり、色々な活動機会を一緒に創り出す作業。そんな作業を通して「町づくりに必要なのは、暮らしや地域の中での気付きや発見の集大成であること」を共有すること。



新社会福祉協議会のまちづくり基本構想

はじめに

我が国においては、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能は弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど地域社会は、変容して参りました。

他方、近年、地域でのボランティアやNPO法人などの活動も活発化してきており、社会福祉を通じて新たなコミュニティ形成を図る動きも起こってきました。

私たちは誰もが「住みなれた地域で安心して暮らしたい」と思っています。この目的を達成するには、行政のみでは不可能で住民の参画による地域福祉の推進がなければ達成できません。

とかく、これまでの社会福祉は「措置制度」に見られるとおり、ややもすると行政が住民への給付という形をとってきましたが、これからは行政の施策とともに地域住民自身が助け合い支え合う社会福祉に変わっていかねばなりません。

行政の県央部1市4町の合併により新市が誕生いたしますと、社会福祉協議会も社会福祉法の規定により、行政と同じ枠組みで平成17年10月3日に合併いたします。

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として社会福祉法に位置付けられていますので、県央部1市4町の社会福祉協議会（以下「新社協」という。）は、新たに発足する新社協としての新社会福祉協議会のまちづくり基本構想を策定しました。

今後、この基本構想に基づき経営して参りますが、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を新社協の使命とし、

○地域に根ざした総合的な支援体制の実現

○住民参加・協働による福祉社会の実現

を図り、新社協の社会的責任を果たしたいと考えています。

そして、常に開かれた新社協として、住民の皆様からの評価を意識し、信頼を得ながら事業を展開して参ります。

今後、この基本構想に基づき、市や関係団体と一体となって、地域福祉の推進に全力で取り組んで参る所存であり、住民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成16年10月

県央部1市4町社会福祉協議会合併協議会
(山口市・小郡町・秋穂町・阿知須町・徳地町)

第1章 基本構想策定の趣旨

1 趣旨

山口市・小郡町・秋穂町・阿知須町・徳地町の各社会福祉協議会は合併により新設の社会福祉協議会（以下「新社協」という。）を設立し、地域社会における民間の自主的な福祉活動の中核として、誰もが安心して暮らすことのできる「住民参加による地域福祉の推進」をはかるため、この基本構想を策定する。

2 基本理念

新社協の事業は、次の理念に基づいて実施する。

(1) 住民参加・協働による福祉社会の実現

地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、ボランティア及び市民活動団体や福祉サービスを提供する事業者など、地域のあらゆる団体・組織の相互理解と協働によって市民参画型の福祉社会を実現する。

(2) 地域における利用者本位の福祉サービスの実現

地域において、誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活を継続できるための自立支援や利用者本位の福祉サービスを実現する。

(3) 地域に根ざした総合的な支援体制の実現

地域の福祉ニーズに対して、多様な公私の福祉活動と保健、医療、教育、交通、住宅、就労などのあらゆる生活関連分野の活動が連携し、身近な地域で総合かつ効果的に展開される支援体制を整備する。

(4) 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

社会的支援を要する人々の対応に重きをおき、常に事業展開を通して地域の福祉課題をとらえ直し、地域住民やあらゆる団体・組織に働きかけ、新たな福祉サービスや活動プログラムの開発に努める。

3 活動原則

新社協の活動の原則を次のとおりとする。

(1) 住民ニーズ基本の原則

広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに立脚した活動を進める。

(2) 住民活動主体の原則

住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎として活動を進める。

(3) 民間性の原則

民間組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓

性・即応性・柔軟性を発揮した活動を進める。

(4) 公私協働の原則

公私の社会福祉及び保健・医療、教育、労働等の関係機関・団体、住民等の協働と役割分担等により、計画的かつ総合的に活動を進める。

(5) 福祉の専門性の原則

地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動を進める。

4 運営方針

新社協の運営方針を次のとおりとする。

- (1) 地域に開かれた組織として、情報公開や説明責任を果たす。
- (2) 事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な経営を行う。

5 事業体制及び事業内容

新社協は、地域福祉の推進に必要な事業を行うため、地域の実情に応じて次の部門により事業推進体制を確立する。

(1) 法人運営部門

適切な法人運営や事業経営を行うとともに、総合的な企画や各部門の調整などを行う。

(2) 地域福祉活動推進部門

地域住民や地域のあらゆる団体・組織と協働して地域の福祉課題を把握し、その解決に向けた地域福祉活動への取り組みを計画的、総合的に推進する。

(3) 福祉サービス利用支援部門

福祉サービス利用者等のサービス利用の援助や地域での生活支援に向けた相談・支援活動、情報提供・連絡調整を行う。

(4) 在宅福祉サービス部門

介護サービスなどの多様な在宅福祉サービスを提供する。

※ 事業推進にあたっては、地域福祉推進部門を中核としながら、事業部門ごとに事業と財源、人材、施設・設備を確保し、各部門間の連携を十分に図る。

第2章 新社協の構成員等

1 構成員

新社協は、地域福祉の推進に参加・協働する地域のあらゆる団体・組織を構成員とし、地域社会の総意を結集するため、次の団体や組織等を基本に、実情に応じて構成する。

- (1) 住民会員
- (2) 住民組織
 - ① 地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）、住民自治組織等
 - ② 当事者等の組織
- (3) 社会福祉に関する活動を行う団体
 - ① ボランティア団体
 - ② NPO法人などの市民活動団体
 - ③ その他社会福祉に関する活動を行う団体
- (4) 公私の社会福祉事業者及び社会福祉関係団体等
 - ① 民生委員・児童委員又はその組織
 - ② 社会福祉施設・社会福祉団体
 - ③ 更生保護事業施設・更生保護事業団体
 - ④ 介護・保育などの福祉サービス事業者
 - ⑤ 社会福祉行政機関
 - ⑥ 保健、医療、教育等の関係機関・団体
- (5) 地域福祉推進に必要な地域の主要な諸団体
 - ① 住宅、環境、労働、経済などの生活関連領域の関係団体
 - ② その他法曹、金融関係などの地域福祉推進に必要な団体など

2 地区社協及び自治会福祉部の位置づけ

(1) 地区社協

地区社協は、住民の主体的な活動や住民参加の取り組みを行ううえで、基礎となる住民組織として、新社協の定款に位置づける。

(2) 自治会福祉部

自治会福祉部は、自治会単位における住民福祉組織として、地区社協との連携のもとに住民にとって身近で生活福祉課題を解決するための小地域ネットワークとして位置づける。

福祉貞の設置

新社協は、地域に根ざした地域福祉活動をより効果的に進めるため、地域の福祉課

題の発見や小地域福祉活動の重要な担い手として、福祉員を設置する。

会員制度

新社協の会員制度を、次のとおりに整備する。

(1) 住民会員制度

住民会員制度は、新社協の事業を地域住民の参加・協力・支持によって進めるために必要な基本的制度として推進を図る。

3 役員体制

(1) 理事

- ① 理事（役員）は、主要な構成員組織・団体から選出される理事（構成員理事）、会長、副会長、常務理事、事業担当理事などの社協経営に専念する（経営管理理事）及び行政職員等によって構成することを原則とする。
- ② 理事（役員）は、事業執行の決定にそれぞれの立場から積極的に参画をし、地域福祉の推進やその推進役としての社協事業の発展に寄与し、理事（役員）としての責務を果たす。

(2) 会長

新社協の会長は、理事の中で唯一法人全体の代表権を有し、事業執行上の経営責任を包括的に担う。したがって、会長は、民間人であることとし、中立公平な立場や地域全体の代表的性格を持つばかりではなく、できる限り社協事業の経営に専念できる適任者を選出する。

(3) 代表権を有する事業担当理事

新社協は、事業規模や事業体制に応じて、一定の事業について代表権を有する理事をおくことができる。

(4) 監事

新社協は、社協活動や社会福祉法人会計を理解し、その事業を客観的に評価しうる人材を適切に選出する。

※理事及び監事の定数、選出基準等に関する必要事項については、新社協設立時において別に定める。

4 評議員

新社協は、地域社会の総意をもって地域福祉を推進するため、構成員組織・団体などから構成される評議員会を設置し、法人にとって重要な事項を決定する。

※評議員の定数、選出基準等に関する必要事項については、新社協設立時において別に定める。

5 部会、連絡会、委員会等

新社協は、事業の推進にあたって、幅広く地域のあらゆる立場の意見を反映し、住民参加・協働による地域福祉を推進するために、部会、連絡会や問題別委員会を設置することができる。

※部会、連絡会、委員会等に関する必要事項については、新社協設立時において別に定める。

第4章 組織運営

1 財源

新社協は、会費、寄付金、共同募金配分金、基金財源などの「自主財源」、補助金、受託金収入などの「公的財源」、介護保険などの「事業収入財源」をもって運営する。

2 財務運営

新社協は、継続的に適切な事業評価コスト把握のうえに立った中長期的な財政計画を策定し、公的財源の確保など安定的な財務運営につとめる。

3 事務所の確保

新社協は、地域福祉をする民間組織としての機能を発揮するため、本部事務所及び支部の事務所を確保する。

4 職員体制の確保

新社協は、事務局長、福祉活動専門員のはか、事業を推進するうえで必要な専任の職員体制を確立し、職員配置にあたっては、公費財源のみに依存するのではなく、それぞれの事業にふさわしい財源を確保し、専門性と情熱をもった職員を雇用できるよう処遇等の改善をはかる。

※本部及び支部における職員配置の定数等に関し必要な事項は、新社協設立時に別に定める。

5 組織（法人）管理体制の確立

新社協は、社会的な責任をもつ社会福祉法人として、次のとおり確立をする。

(1) 適切な財務管理

新社会福祉法人会計基準や社協経理規程に則り、内部けん制をルール化し、適切に

経理処理や財務諸表の作成を行う。

(2) 財務諸表や事業内容の情報公開

財務諸表については、地域住民に対して閲覧できるよう対応するとともに、その概要について広報紙等に掲載する。

(3) 個人情報の保護

地域住民や福祉サービス利用者の幅広い個人情報について、法令等に基づき規程を設けて保護をし、特に、職員に対して守秘義務を徹底するとともに、個人情報は、業務に必要な最小限度の収集に留める。

(4) リスクマネジメント

業務マニュアルの作成などを通じて、業務内容を明らかにするとともに、リスクについて対応マニュアル等（事故対応マニュアル等）を作成する。

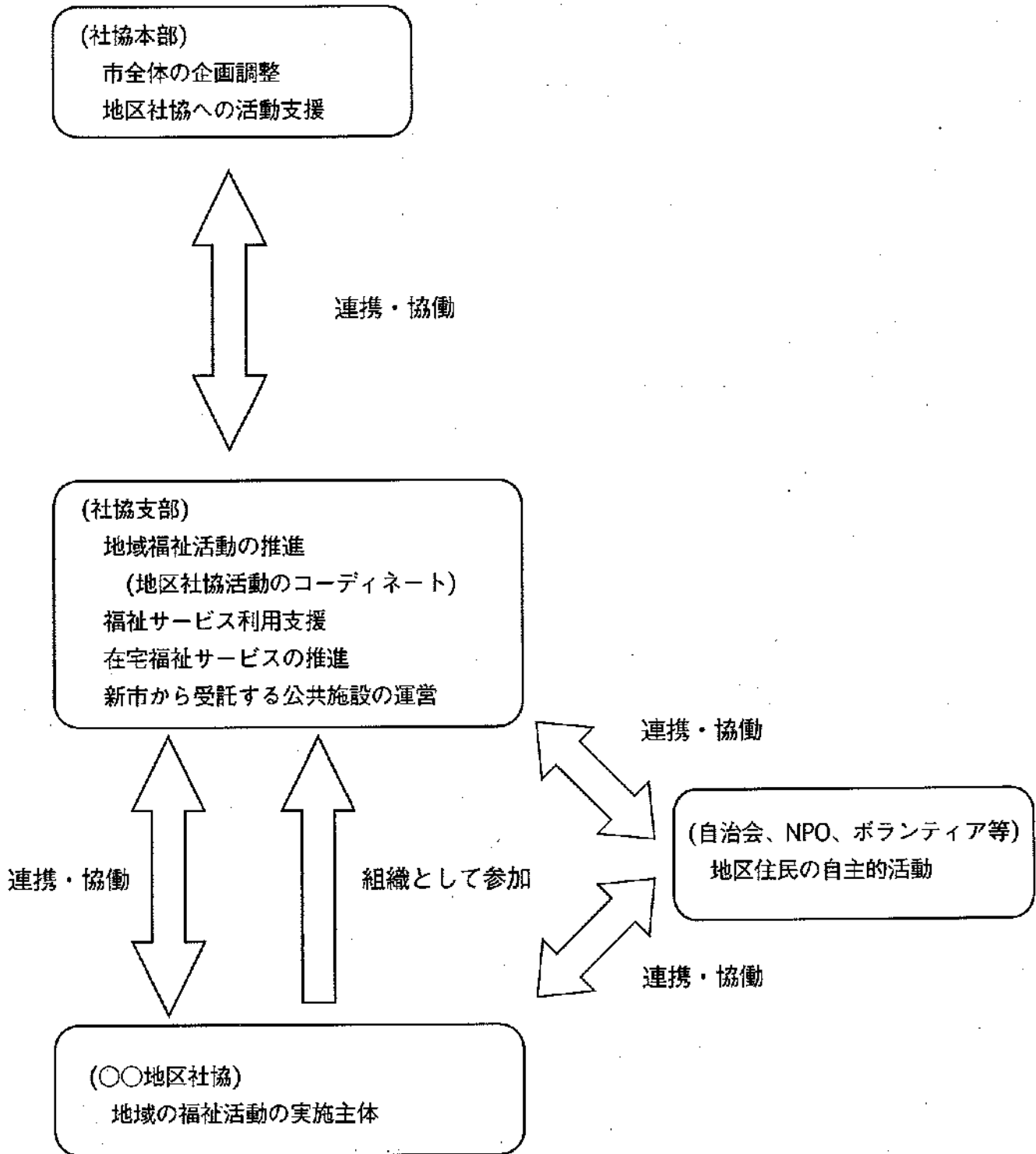
(5) 福祉サービス利用者に対する権利保護の仕組み

第三者委員や苦情受付窓口などを整備し、サービス利用者の権利保護を充分に行う。

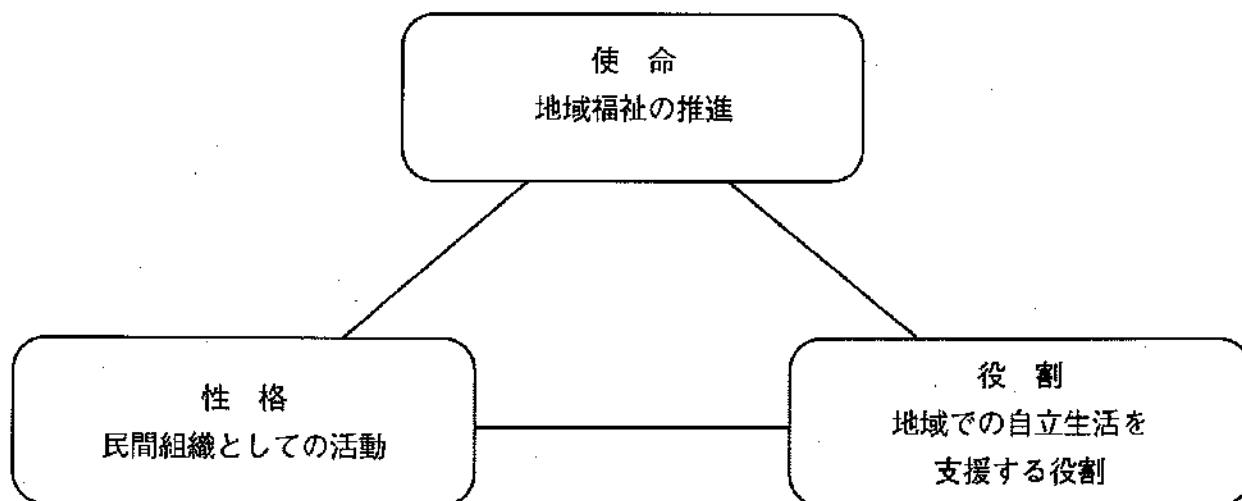
(6) 法律遵守

関係法令を遵守し、住民の信頼を得る努力をする。

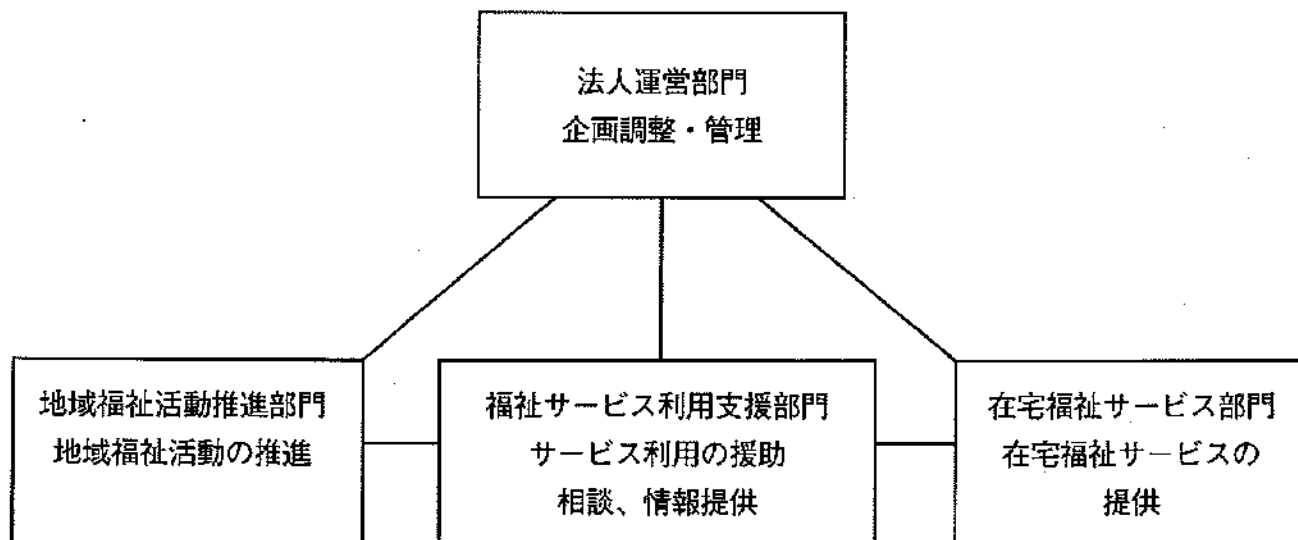
1. 新社協構造図



2. 新社協の使命と特性



3. 新社協の活動分野



(3) ボランティアの協働と連携のしくみづくり

【1】周南市社会福祉協議会

●聞き取り調査日／平成17年10月7日

①市内のボランティア、ボランティアグループ、その他各種社会資源の現状

★ボランティアの登録の現状と課題

		合併前 (15年4月現在)	合併後 (17年4月現在)
徳山支部	団体	65団体 (1639人)	54団体 (2291人)
	個人	131人	56人
新南陽支部	団体	16団体 (221人)	13団体 (172人)
	個人	0人	5人
熊毛支部	団体	20団体 (1316人)	16団体 (1001人)
	個人	23人	12人
鹿野支部	団体	19団体 (381人)	19団体 (381人)
	個人	1人	0人

合併を機に解散した団体は特にありませんが、ボランティアの捉え方が変わり、登録数が減っている傾向はあります。

きちんと定義したわけではありませんが、「ボランティアを第一義目的とするグループが『ボランティアグループ』」であり、例えば婦人会のように「ボランティアもするけれども、それが第一義目的ではない団体はボランティア登録には入れない」というのが基本的な考え方です。(ただし、鹿野支部では現在も老人クラブをボランティアの登録数に入れていま

す。)

合併を機に、あるグループが一つに組織統合したことはありました。しかし、現在は分かれて元のそれぞれのグループに戻っています。それは、それぞれのグループの活動手法や活動場所の違いもあり、無理に一つのグループとしてやっていく必要はないのではと思います。

★ボランティア連絡協議会の現状と課題

ボランティア連絡協議会は、徳山ではかなり前に解散していますが、新南陽・熊毛には今も設置されています。合併後、周南市全体の連絡協議会を作ることは必要ないのではと考え、現在もそのままになっています。

徳山で連絡協議会が作られたのは、昭和57年ぐらいのことで、自主運営の形でやっていました。解散した理由として、1つは「連絡協議会で何かすると負担が増えてしまうため、やはり自分たちの活動に重点を置きたいということが大きかったということです。もう1つは、あえて連絡協議会を設置する意味合いがあまり感じられなくなったということもあります。

ボランティア活動がまだ市民権を得ていないところは、徳山のボランティア連絡協議会の主催で盲導犬の啓発などを何度も行いましたし、昭和50年代当時はボラ

ンティアという言葉自体を広めることに意義があったといえます。

しかし、今ではボランティアはだれもがやっていく活動になり、ボランティアということだけで横につながる組織を作る必要性がなくなったといえます。

「周南市市民活動支援センター」には約200グループが登録しており、連絡会の設置には至りませんでした。必要に応じてグループ間の連携は図られています。

市民活動として、例えば「福祉の視点からまちづくりをしていきましょう」「市民主体の環境づくりのまちづくりをしましょう」というのなら人は集まるものですが、ただボランティア活動をしているから横並びの組織を作りましょうというのは、今はもう無理だと思います。

備考／平成17年3月、周南市徳山社会福祉センターで「ボランティア交流集会」を開催。「こんな社会にしたいという夢の数々に触れながら、ボランティアの思想を確認しあい、活動への情熱を高めあおう」という趣旨のもと、8団体のボランティアグループの活動発表・講演・懇親会を実施。

★企業・学校などの社会貢献活動の現状

企業の社会貢献は、例えば清掃活動や寄贈などにはありますが、福祉分野に限っていえばそんなに活発ではありません。セミナーを開いたこともありますが、難しいのが現状です。

学校関係では、徳山大学のBBS (Big brothers and sisters) などが障害児との交流活動など、積極的に取り組んでいます。また、徳山工業高等専門学校が車いすの

補修や貸し出しに取り組んでいます。

社会貢献活動については、社協の方が活動内容を提供できなかった部分があるかもしれません。

②社協ボランティアセンターの活動状況

★合併後のボランティアセンターの現状

合併前、徳山のボランティアグループでは、会員は下松の方が多く、徳山で勤務して活動して下松に帰るといったパターンが多かったこともあり、合併したからといってボランティア活動が広域になったことを特別感じません。

以前は「ボランティアしたいのですが、何かありませんか」「ボランティアグループを作りたいのですが、どうしたらいいですか」「講座は何かありませんか」という問い合わせが数多くありました。そんな中で、「養成講座」を開き、「ボランティア登録」をしてもらったり、「情報提供」したりというのが、ボランティアセンターの大きな役割でした。

今はインターネットをはじめ、いろんな形で情報を入手する手段が増えたこともあり、一般的な問い合わせはほとんどなく、例えば「元の保育園を活用して地域で何かしたいのだけど、どうすればいいでしょうか」など、自分たちで何かをしたいのだけど、どうすればいいかという具体的な相談が多くなっています。

徳山にあるボランティアセンターについていえば、以前は土日や夜もいろんな実行委員会や講座をやっていて不夜城のようににぎやかでしたが、最近静かなの

は事実です。それはやはり選択の幅が広がって分散したからでしょう。福祉関係のボランティアグループの数も、そんなに増えていないのが現状です。

★市民活動支援センターと社協との関係

以前は、社協がボランティア活動を企画したり紹介したり、というのが多かったといえます。しかし、今は自分たちで考え、組織を作っていく時代になり、社協に求められる形が変わってきていると考えます。市民活動という視点の方が一般の人には活動しやすいのかもしれませんが。そんな中で、社協が担う役割は、市民活動の福祉分野の助言や支援をするという形に変わりつつあるのではないかと思います。

市民活動が大きくなったから、社協が小さくなっていくというより、全体の活動ニーズは大きく膨らんできたのだと思います。今までは自分のやってみたいことがないので社協のボランティアセンターに来ていた人が、選択の幅が広がったことで市民活動支援センターの方へ行くようになったということはあるかもしれませんが。

「周南市市民活動支援センター」は駅ビルにあり、今は市が運営していますが、やがて公設民営になると思われます。市民活動支援センターは基本的には需給調整は行わず、会の登録調整活動の場所は貸すけれど、講演会・交流会などは自主的に運営していただくというスタンスです。また「福祉分野は社協でやりますよ」「環境分野は環境、動物ボランティアは動

物園でやりますよ」と役割分担しているので、今のところ目立った支障はないようです。福祉関係では、社協と市民活動支援センターの両方に入っている人も多いようです。

市民活動支援センターからは、例えばボランティア保険の加入のことで社協に問い合わせがあったり、紹介もしてくれるので、今まで関係のなかったところとのつながりも生まれています。

市民活動支援センターと社協とは定期的な会合はないものの、互いに会場を貸し借りしたり、HPに掲載してもらったり、職員相互では活用しあおうという協力関係にあります。今度の活動計画の策定にあたっては、市民活動支援センターも一緒に入ってもらって協議していこうと思っています。

③ボランティア活動をめぐる今後の課題と展望

★ボランティアの育成の現状と課題

社協の大きな柱としてボランティア活動があるのは今後も変わらないと考えますが、今は昔と違ってボランティアが特別なことではなくなってきた時代なのだと思います。

合併前、徳山市社協で精神障害のボランティアをやっていたと、5年ぐらい継続的に講座を行い、その結果、精神障害者のボランティアグループも実際に誕生しました。講演会も、障害者福祉の中で精神障害をテーマに何回か行ってきました。

近年は「傾聴ボランティア」に人気

あり、市民の皆さんの関心も高いので、昨年今年と行いました。今は、団塊の世代が退職を迎えるにあたって、シニアを対象にしたボランティア講座が求められています。その時その時で必要なニーズは常にあるのだと考えています。

今では、社協が一般的なボランティア養成講座を開かなくても、自分たちで自主的に養成し始めています。そんな中で、社協が担うべき役割は、ボランティアが自主的に企画するなかで「足りないもの」を支援していく、というモノになっています。なかでも精神障害者のボランティア養成は、これからも意識的にやっていきたいものの一つであり、「先駆的で取り組みが難しい分野」を社協はやっていきたいと思っています。

また、子どもたちを対象に、いろんな体験をさせていく形の講座は、合併後、全地区で行おうということになりました。

ボランティアの育成は、時代によって変化があるのではないのでしょうか。決して社協のボランティアセンターの役割がなくなったわけではないと思います。

★社協ボランティアセンターが担うべき役割・機能

ボランティアセンターの組織は今、本部があって支部があってというふうにはなっていません。

今後については、講座を開くことも大事だが、社協としてはHPなどを作って情報をきちんと伝えていく方が大切なのではないかと思っています。合併に絡めていけば、情報をきちんと把握することが大事

だと思いますが、現実的にはやはり難しい。でも、情報の供給の整備をしなければならぬのは間違いありません。今まで例えば徳山では「ボランティアだより」を年1回、毎月1回出していた時期もありましたが、合併後、周南市社協になってからは予算的な問題のほか、地域の自治会長から「これ以上配るものを増やして欲しくない」という声もあり、普通の社協だよりの中に組み込んだり、HPで紹介したりして、ボランティアのみの情報紙は出さないことにしました。

合併による変化というより、ボランティアの人たちがもう社協に頼らなくても自分たちでやっていけますよ、という時代になったと思います。そして残ったのが「地域活動」。地域に根付いた活動は、ある程度組織だてて、研修も積んだりして積み重ねながら、まんべんなくというのは、社協がこれからもやるべきことではないかと思っています。

★身近な地域でのボランティア活動の体制づくり

合併による状況の変化は特にありません。ただし、ボランティアについて見直す機会にはなりました。

地区社協づくり、福祉員、サロンなどを今後どうしていくかは俎上に出ますが、ボランティアについてはまだそこまで協議していく余裕がありません。もう少し時間が必要だと思います。「支部と本部の役割」を見直すことについても同様です。

住民自身、日常の暮らしは変わってないので、心はまだ合併してないというか、

本当の意味ではまだ合併していないのかもしれない。その中で、新しい地域づくりを、行政がやる部分より、住民が自主的な判断でやる部分を増やしていく。そのように基本的な考え方を変えないと、昔の方が良かったね、ということになってしまいます。

これからの地域づくりをどう切り替えていくのか。それを、社協も訴えていかなければと考えています。

(4) 災害発生時における小地域見守りネットワークを活用した取り組み

【1】防府市華城地区社会福祉協議会

●聞き取り調査／平成17年10月21日

①日常時の小地域見守りネットワーク活動の推進体制づくり

★華城コミュニティを基盤とした小地域見守りネットワーク活動の拠点

華城地区では、昭和60年に華城地区健民福祉協議会の流れを受け継いで「華城コミュニティ推進協議会」が結成されました。

活動の取り組み方は、各々の団体（登録団体・105当時）は、それぞれの目的に基づく活動を率先して推進するとともに、相互の連携を大切にし、「華城づくり」の課題を確認し、共有しながら取り組まれています。

その活動を通じて、地域にある必要課題への取り組みや、社会的弱者にとっての心地よい地域づくりなども行われ、今日の「小地域見守りネットワーク活動」の推進体制の基盤となっています。

★小地域見守りネットワークへ活動をもとにした災害時の支援の取り組み

(1)日常時の「見守りネットワーク」づくり

華城地区社協では、昭和60年から形成された「華城コミュニティ」を基盤として、昭和61年、県社協指定（3カ年）在宅福祉サービス推進モデル地区となった時点から、日常時の「小地域見守りネッ

トワーク」づくりが始まりました。

ネットワークづくりの推進基盤としては、地区社協の単位では細かな活動ができないので、より身近な地域のなかで友愛訪問を中心に行っています。

また、友愛訪問の担い手として、地区社協で友愛訪問員設置しています。友愛訪問員は、民生委員・児童委員1人に対して3名というのが標準的な数となっています。さらに、各自治会に1名の福祉員が選任されており、地域で活動するボランティアグループも結成されています。管内の自治会単位で自治会福祉部を設置しており、自治会福祉部が主体となって実際の活動をしていくということが基本になっています。組織づくりとしては、別々の組織・団体が連携することを基本的な考え方としています。

支援を必要としている人を取り巻く人間関係は様々ですが、まず、日常生活に一番密着している隣近所の関係づくりが重要視されてきました。

(2)台風19号上陸時に機能した、日常時の「見守りネットワーク」

平成3年9月27日、山口県を直撃した台風19号によって、防府市内の各地でも大きな被害が続出しました。そのときに華城地区の一人暮らしの高齢者の対応を

はじめ、救援・支援活動の中心になって活躍したのが地区社協と各自治会福祉部であり、自治会長、民生委員・児童委員、福祉員、友愛訪問グループ員、ボランティア、保健師、近隣住民で構成された「見守りネットワーク」でした。

台風上陸前日には、支援の必要な高齢者への支援体制づくりなど、対策を考える緊急会議を開く一方、電話で台風への準備（電池、ろうそく買い置きなど）をするように連絡しました。

当日は台風の合間を見て、一人暮らし高齢者宅の状況を外から見回り、声をかけ、安否確認を行いました。

また、自治会福祉部員により、電話でも各自治会内の高齢者の安否確認を行いました。

台風通過後は夜明けを待って地区の見回りを行い、これからの対策を相談しました。そのうえで、近所の人の手助けで家屋の雨漏り箇所や破損箇所などを応急修理をしたり、各自治会ごとにガレキなどの整理、搬出がすすめられました。

華城地区での支援の取り組みとしては、各自治会の問題は自治会福祉部で解決されますが、単独で対応しきれないときは地区社協が参画して支援を図ります。さらに、地区社協で対応しきれない問題は市社協並びに市行政レベルで対応していくというシステムとなっています。このように、まず自分たち住民でできることはやり、できなければ順により大きな力を持つ組織で対応を図っていくという、「下から上へ」の福祉だということに大きな特徴があります。

自治会の中の住人は総福祉員、総友愛訪問員、総ボランティアのつもりです。みんなで助け合うのは当たり前となっています。

②災害発生時の小地域見守りネットワーク活動の推進体制づくり

(1)平成8年に災害弱者支援のモデル地区に指定、平成9年にマニュアル化

華城地区は、平成8年に「災害弱者支援モデル地区」に指定され、平成9年3月に「自治会福祉部組織を活かした華城地域災害弱者支援マニュアル」を作成し、同年9月に改定を実施しています。

基本的には、平成3年の台風19号上陸時の訓練を基に、日常の小地域見守りネットワーク活動をもとに、災害時の対応策をマニュアル化したものとなっています。

(2)平成17年からは、自治会における自主防災組織づくりに着手

自治会における自主防災組織づくりは、全国的には組織率が61.3%となっており、山口県でも43.1%の組織率がある中で、防府市の組織率は15.5%にどまっていることから、その推進が求められています。

これを受けて、華城地区においては平成17年から自治会における自主防災組織づくりに着手したところです。

(3)今後の課題

今後の課題としては、①自主防災組織の活動をどのように位置づけ、組み立てていくかということと、②行政や社協、

専門機関と小地域見守りネットワークとの連携体制づくりをすすめることが望まれています。

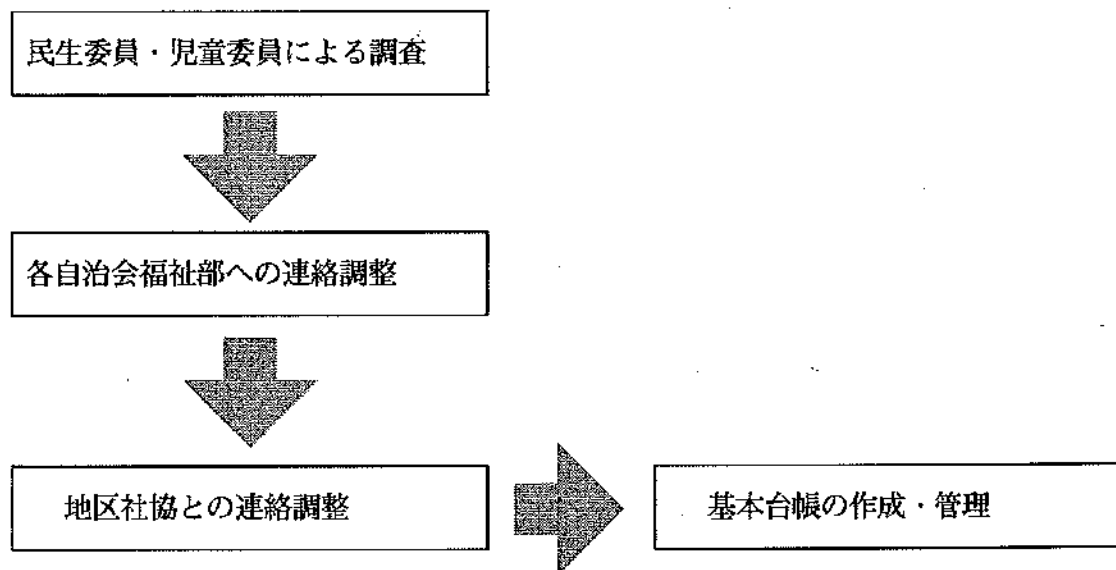
★小地域見守りネットワークづくり、災害への対応策づくりの経過

昭和60年	華城コミュニティ形成
昭和61年	在宅福祉サービス推進モデル地区指定 日常時の「見守りネットワーク」づくりに着手
平成3年	台風19号の時に機能した、日常時の「見守りネットワーク」
平成8年	災害弱者支援のモデル地区に指定
平成9年	「自治会福祉部組織を活かした華城地域災害弱者支援マニュアル」を作成。
平成16年	台風18号の時にも機能
平成17年	自治会における自主防災組織づくりに着手

【自治会福祉部組織を生かした「華城地域災害弱者支援マニュアル」 抜粋】

1、支援体制の整備

(1) 災害弱者掌握の手順



(2) 災害弱者の現状 平成10年3月

独居老人	196名
寝たきり	20名
夫婦のみ	31世帯
重度障害	93名

(3) 個人台帳・記録簿の作成

福祉員ならびに友愛訪問員の訪問相談記録。

(4) 掌握上の留意点

- ・若年者、障害者などで調査の難しい方については、自治会内の相互交流によって万全を期す。
- ・新規の転入者は早急に自治会福祉部に連絡するように指導する。

〈参考資料〉

個人別カード

氏名 (男女)	(男女)	住所	班
生年月日 (血液型)	明治 大正 昭和	年 月 日 (型)	主治医
連絡先 親族の 住所・氏名	親族の氏名		TEL (. .)
	住所		勤務先 TEL (. .)
訪問の始終	訪問の開始日	年 月 日	転居・入院 等の年月日 年 月 日
備考			

訪問記録

項目 月日 (時間)	健康状態	生活状態	悩み・心配事	住居状況	その他	備考 (気づきや対策等)
○ (:)						
○ (:)						
○ (:)						
処置欄						

2、災害時の役割分担

第1段階

近隣の人を主体とした「小地域見守りネットワーク」で、一人ひとりの災害弱者の安全確認をし、ひとまず、安全な場所まで緊急避難する。

第2段階

「自治会福祉部」を主体としたネットワークによって、自治会内の相互支援により、応急対策を実施する。

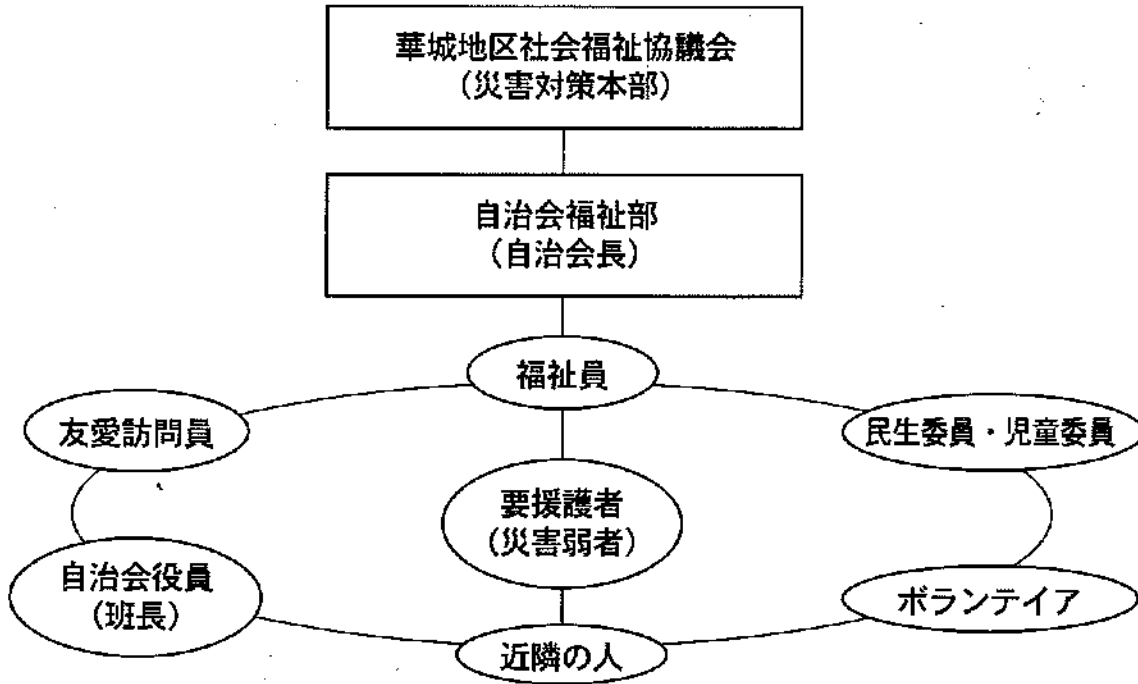
第3段階

「地区社協」の組織による「需給調整会議」が、「各自治会福祉部」との連携調整を図り、災害弱者の救援対策を実施する。

以上のような三層構造によって、災害弱者の安全と救援を図る。
それぞれの段階での具体的な内容は次ページのとおり。

(2) 小地域の見守り体制 (一人ひとりに対する支援体制)

要援護者(災害弱者)一人ひとりに、見守りネットワークをつくり、安心して暮らしていけるようにする。



自治会福祉部と一体になったもので、自治会内の要援護者(災害弱者)の人数によって実情にあった見守り体制をつくる。

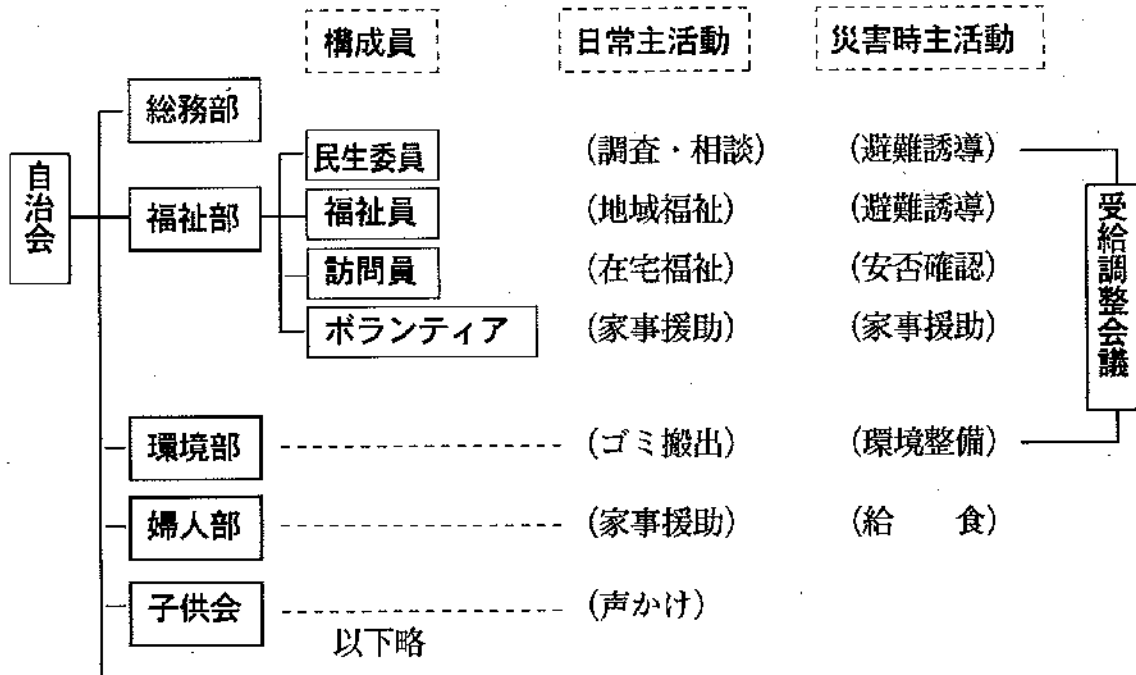
従って、安否確認や訪問相談等は自治会福祉部と一体で実施する。

日常の訪問は、要援護者(災害弱者)の体調状況にあわせて次のように行う。

自立の程度	訪問の回数
ランクJ	週 1~2回程度
ランクA	隔日
ランクB、C	毎日
健康な一人暮らし老人	月1回(15日華城福祉の日)

(3) 自治会福祉部の体制と役割分担

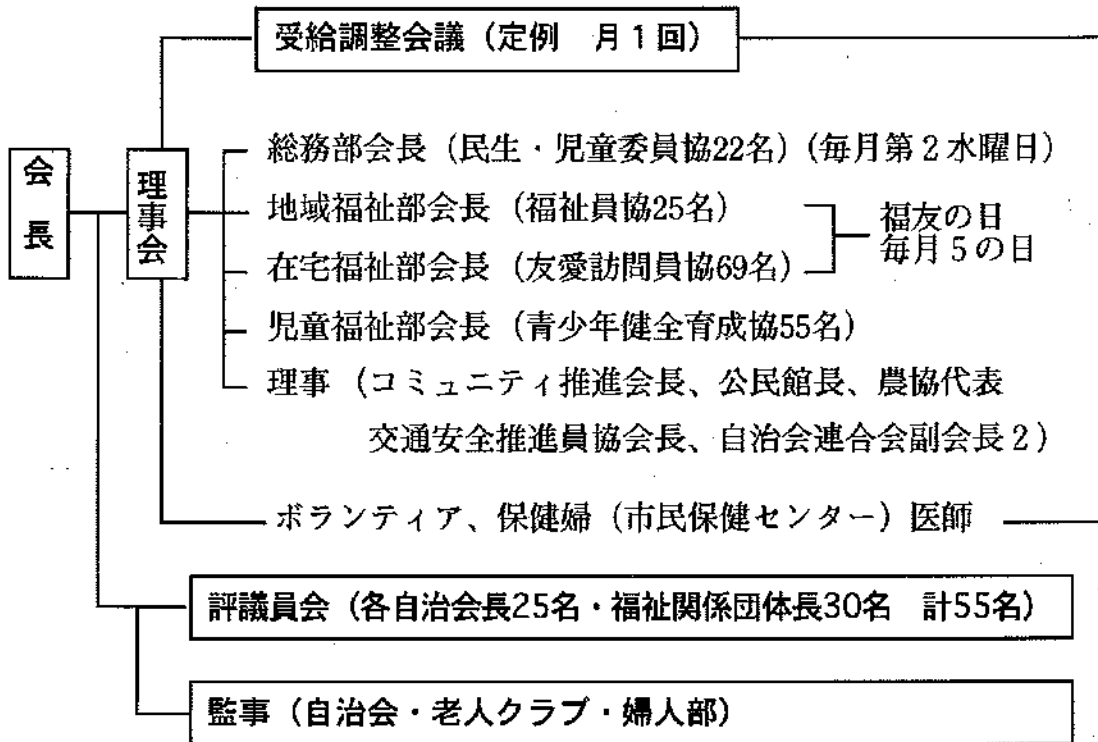
「福祉の輪づくり」を推進する実践母体として、25自治会に「福祉部」を設けることとする。



(4) 古谷河内自治会の支援体制

	担当部会	業務内容	申請者数
1	本部総括	本部詰 災害の状況把握、対策消防、警察通報連絡 被災者連絡対応等 総括的な役目	19
2	広報宣伝	災害状況に関する広報宣伝	8
3	救助福祉	災害時の救助、その他民生・福祉活動	14
4	農林水産	災害被災農林水産対策	6
5	片付復旧	関する作業災害被災地の後片付け、施設の応急復旧作業	84
6	保健衛生	被災地の給水・防疫その他保健衛生関係の作業	9
7	応急看護	医療・看護の応急対策	11
8	交通輸送	災害時被災地の交通及び輸送に関する作業	5
9	消防防犯	消防・防犯活動、危険物の保全	8
10	物資給食	災害時における給食、給水、賄い、物資補給	91
11	法律保険	災害時特別業務として、英語通訳、損害保険、交通事故 固定資産・不動産等の法的関連業務	2
	合計		257名

(5) 地区社協の体制と役割分担



会 員

華城地域の全自治会（25自治会）、民生・児童委員協議会、福祉員協議会、友愛訪問グループ員協議会、青少年健全育成協議会、ほか福祉関係諸団体を以て組織している。

部 会

社協の中に 総務部会、地域福祉部会、在宅福祉部会、児童福祉部会の四部会を設けて事業を分担して推進している。

四部会のそれぞれの役割は次のページのとおりである。災害時にもその担当の部署について活動するようにしてある。

総務部会 民生・児童委員（主任児童委員2）協議会22名で構成する。

- (1) この会の全般にかかる事業企画と推進
 - (2) 社会福祉に関する調査及び広報
 - (3) 相談及び福祉サービス、情報の提供
 - (4) 関係機関等との連絡及び通報
- 以下 略

地域福祉部会 福祉員全員で組織する福祉員協議会25名で構成する。

- (1) 地域福祉ニーズの把握と対策
 - (2) 老人福祉の推進
 - (3) 障害者福祉の推進
 - (4) 母（父）子、寡婦福祉の推進
- 以下 略

在宅福祉部会 友愛訪問グループ員全員で組織する友愛訪問グループ員協議会20グループ 69名で構成する。

- (1) 在宅福祉ニーズの把握と対策
 - (2) 在宅福祉の啓蒙と住民活動の組織づくり
 - (3) 独居老人等の訪問、援助
 - (4) 家庭介護、援助活動等研修会の開催
- 以下 略

児童福祉部会 青少年健全育成協議会55名で構成する。

- (1) 児童福祉の推進
 - (2) 遊園地等の整備、不良環境の浄化等環境整備
 - (3) 交通災害等、危険・災害防止活動
- 以下略

需給調整

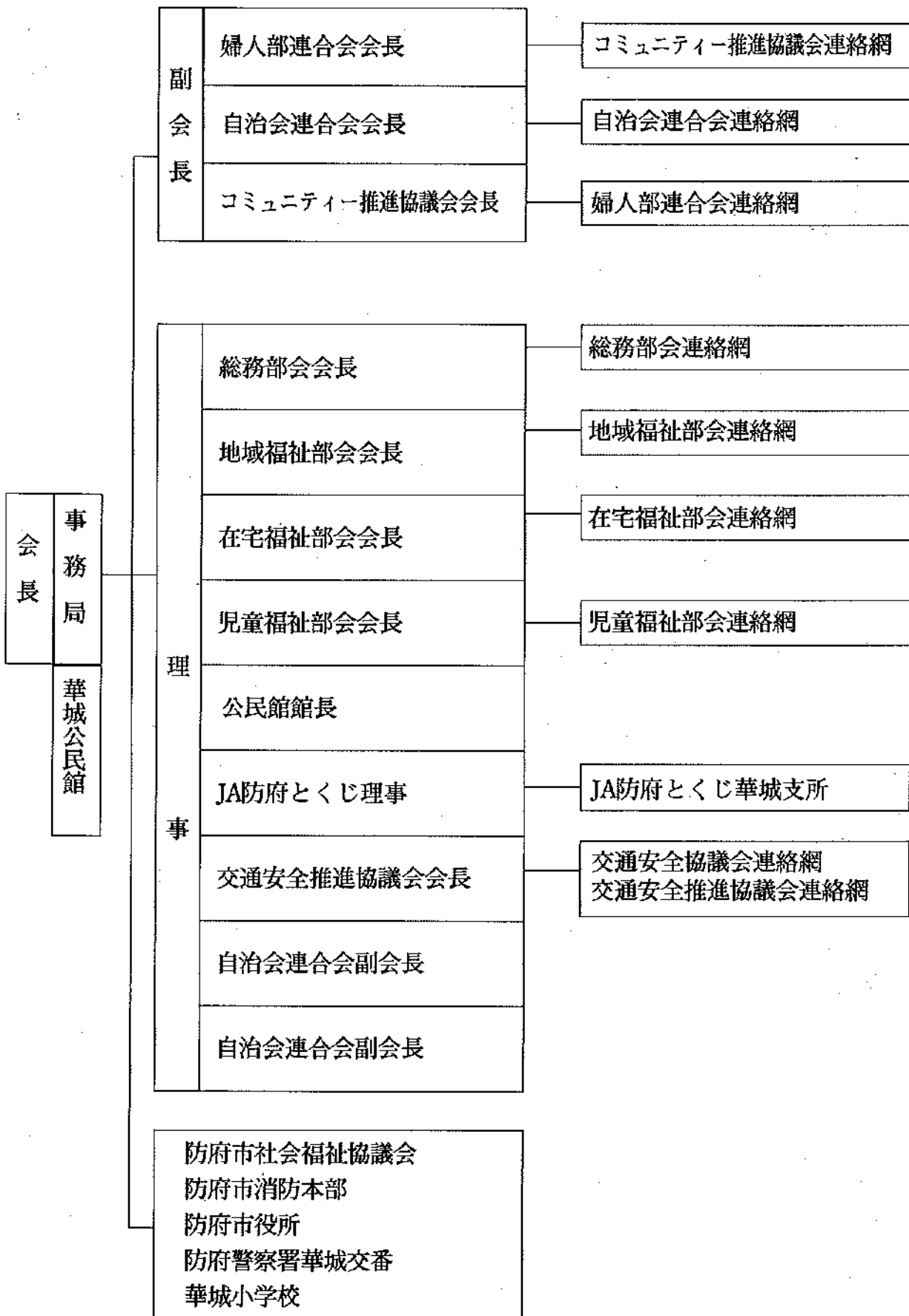
以上の四部会の日常活動を調整するために需給調整会議を月1回定例的に開催し災害時には、この会議が全地域の調整に当たることとする。

このような活動によって、常に全地域がネットワーク化されていて、情報連絡が密接に交換され、速やかな対応がなされるような体制がつけられている。

災害対策本部

拠点となる「福祉の輪づくり運動推進本部」は、「華城公民館」に置き、災害発生の際には、「災害対策本部」となる。

華城地区社会福祉協議会緊急連絡網



防災対策の整備

1 避難順路及び避難場所の確認

ア 避難場所（別紙一覧表）

第一次 避難所 各自治会の会館

第二次避難所 市指定避難所（華城小学校、華城公民館）

イ 避難所における備品、設備（別紙）

1. 華城小学校 屋内運動場収容人員500人

調理施設（給食用1000人分） 駐車場（運動場500台）

2. 華城公民館 収容人員100人

調理施設（調理室） 駐車場（50台）

畳部屋（20人） 毛布（5枚）

ウ 避難経路及び危険箇所（未掲載）

2 安心カード、緊急連絡カード

（別紙「安心カード」「緊急連絡カード」「福祉連絡票」）

ア 配布対象者の整理

1. 配布台帳（対象者別）を作成し、整理保管する。

イ 利用方法の整理と配布時の説明

1. 避難場所別の人員を整理しまとめておく。

2. 緊急連絡先を整理しまとめておく。

3. カード配布時に、その必要性を説明し記入協力を依頼する。

4. カードの配布説明等は、災害弱者を支援担当する者（民生委員、訪問員）がその都度行う。

緊急避難場所

第一次的には、災害弱者に最も近い「自治会会館」等を利用する。

ついで、災害の状況によって、市指定の避難場所を利用する。

自治会名	一次避難場所	二次避難場所	自治会名	一次避難場所	二次避難場所
大藪1区	開出西会館	桑山中	野地	小学校	華城小学校
大藪2区	桑山中		八河内	小学校	
鍛冶屋河内	桑山中		中河内	小学校	
古谷河内	古谷河内会館		下河内	下河内会館	
中当	公民館	公民館	塩屋原	塩屋原会館	
柳原1区	公民館		泥江	泥江会館	
柳原2区	開出西会館		前開作	老人憩の家	
四辻	公民館		西開作	西開作会館	
開出西	開出西会館	華城小学校	山県	山県会館	
小徳田	小学校		塩合	老人憩の家	
地神堂	地神堂会館				
寺開作	寺開作会館				
伊佐江	小学校				
西慶田	小学校				
大塚	大塚会館				

避難場所における備品、設備

施設名	収容人員 (人)	水道	ガス・電気	寝具類	駐車場 (台)	その他
華城小学校	500	有	有		500	
華城公民館	100	有	有	毛布5	100	
桑山中学校	500	有	有		500	
古谷河内会館	50	有	有		100	
開出西会館	50	有	有			
地神堂会館	50	有	有			
寺開作会館	30	有	有			
大塚会館	50	有	有			
下河内会館	20	有	ガス無し			
泥江会館	30	有	有		30	
華城老人憩い家西	30	有	有		5	浴室有
開作会館	30	有	有		10	
塩屋原会館	50	有	有		10	
山県会館	30	有	有		3	

安心カード

いつも身につけましょう

連絡先		☎ -
連絡先		☎ -
かかりつけ 医 院	病院	☎ -
	内科	☎ -
		☎ -

困りごとは ☎22-3907 防府市社会福祉協議会へ

(表)

安心カード

ふりがな			
氏 名			
生年月日	明治・大正・昭和	年 月 日	血液型 型
住 所	防府市		
		☎ -	
連絡先		☎ -	

華城地区社会福祉協議会 ☎22-9867

(裏)

- ・カードの大きさ 90mm×65mm
- ・ケースに入る



緊急連絡カード

ふりがな 氏名	性別	生年月日		住所	
	男 女	明治 大正 年 月 日 昭和		防府市 町 番地	
老人医療費受給者証	市町村番号			受給者番号	
血液型	A AB B O RH + -			特異体質	有 じんましん ぜんそく 無 薬物中毒 けいれん
今までにかかった 主な病気	1 全結核 2 悪性新生物 3 糖尿病 4 脳血管疾患 5 神経痛および神経炎 6 心疾患 7 高血圧疾患 8 胃腸炎 9 胃炎およびネフローゼ 10 その他 ()			黄痘にかかったことが ある ない ペニシリン注射したことが ある ない	
緊急通報システム 協力委員	氏名		住所		電話
かかりつけの 医院又は病院	医院・病院名		住所		電話
近親者 そのほか 親しい人	氏名	年令	続柄	住所	電話
関係連絡先	自治会長				☎
	民生委員児童委員				☎
	福祉委員				☎
	友愛訪問員				☎
	華城地区社会福祉協議会 (華城公民館)				☎ 22-9867
緊急避難場所	華城小学校・華城公民館				☎

華城福祉連絡票

No.

- ①華城自治会長用 ②華城民生・児童委員用・
③華城福祉員用 ④華城訪問員用 ⑤華城社協用

ニーズ記録日：平成 年 月 日
受理月日：平成 年 月 日

自治会長・民生・福祉員・訪問員氏名：地区名 氏名 TEL ()

1. 要援護者住所：防府市大字 字 番地 TEL ()
(自治会)

同 フリガナ 氏名 性別 (男・女)
同生年月日 明・大・昭・平 年 月 日生 (満才)

2. ニーズ把握の方法
(1) 巡回訪問 (2) 福祉輪づくり本部相談窓口 (公民館) (3) 近隣住民等の通報 (4) 会議等
3. 具体的な要望・福祉課題 (ニーズの内容) -援助の必要な状況-
() (緊急)
4. 対策と対応状況
(1) 自治会内で解決可能なニーズ (下記の対応を ・する ・したい)
()
(2) 市・華城地区社協や専門機関等で対応してほしいニーズ (下記の対応をしてほしい)
()

(注) ニーズ記録用を保管し、残り4枚を各自治会の (D自治会長 ②民生・児童委員 ③福祉員 ④訪問員へ渡し、⑤華城地区社協用を華城公民館へ提出して下さい。

◎緊急なニーズは、直接華城社協 (22-9867) や関係機関等へ通知後に福祉連絡票に記入し通報して下さい。

◎⑤社協用は、華城公民館へ保管し、市社協・市保健センター・福祉事務所・華城地区社協理事会等による対策検討の資料とする。

福祉記録簿に貼付

緊急通報システムの確認

ア 該当者の確認

①一覧表を作成し、異動の都度訂正する。

イ 動作試験と協力員体制の確認

①動作試験は年間1～2回実施する。

②協力員の事情により交替する場合は必ず届け出る。

避難訓練

ア 実施方法及び内容等

①災害弱者が密集している地区（小徳田市営住宅）をモデルにして、公民館への避難訓練を実施する。

②災害弱者支援関係者は、このモデル訓練に参加し研修をする。

③救急救助法等について、「介護実習の集い」において実習する。

防災知識の普及及び啓発

ア 非常持ち出し用品の確保（別組 私宅時の必需品）

①非常袋の準備と内容についてチラシを配布し啓蒙を図る。

②訪問時に準備状況を相談し、不足のものの整備につとめる。

イ 家屋・居住空間内の危険箇所の点検、簡単な補修や補強等

①技術ボランティア等に依頼して危険箇所の補強や補修を行う。特に台風前の見回り時には念入りにする。

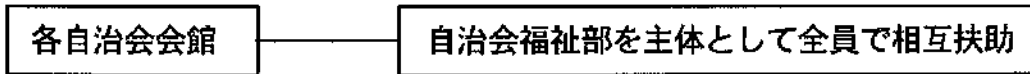
被災時の対応

- 1 「災害弱者支援体制と役割分担」に即して、災害規模に応じて支援活動を実行する。
- 2 避難所の管理運営（別紙 避難所の管理・支援対策）
 - ア 防災対策支部（華城出張所）との連携により管理運営
 - ①各自治会福祉部からの情報連絡を確認し、華城地域全体のまとめをするとともに本部連絡を速やかにし、必要な処置をとる。
 - ②避難者の状況を調査し、必要な対策をたてる。特に、介助の必要な方に対して十分な意をはらう。
 - ③食事や生活用品等の供給体制を整え、安心して避難生活ができるようつとめる。
- 3 在宅福祉サービスによる支援依頼
 - ア 災害弱者のニーズ把握と生活支援
 - ①行政の行っている在宅福祉サービスを途切れることのないようにする。
 - ②地区社協の実施している在宅福祉サービスを通常より、さらに充実して実施する。特に、各自治会福祉部を中核として、安心して生活ができるよう、食事の世話、水やガス等の準備、掃除、洗濯などボランティアとして実践する。

その他

- 1 マニュアルの見直し
今後これを実践し、さらに検討を加え、より地域に密着したきめ細かいものにし、地域住民が安心して生活できるよう改善を図ることにしたい。

避難場所の管理・支援対策



	(班別) (担当者)	(主要分担内容)
本部・総括 (自治会長)	安全確認班 (民生委員)	名簿との照合
	情報連絡班 (福祉員)	自治会内・地区社協との諸連絡
	避難誘導班 (訪問員)	在宅者の家事援助
	給食給水班 (婦人部)	炊飯・給水
	環境整備班 (環境部)	避難所内清掃



	(班別) (担当)	(主要分担内容)
本部 自治会連合会長 地区社協会長 出張所長 小学校長	安全確認班 (総務部)	台帳名簿との照合
	情報連絡班 (地域福祉部)	地域内状況把握・渉外
	避難誘導班 (在宅福祉部)	家事援助
	児童管理班 (児童福祉部)	幼児・障害者の安全
	給食給水班 (婦人部)	炊飯・給水
	環境整備班 (環境部)	避難所内清掃

【2】山陽小野田市社会福祉協議会

●聞き取り調査／平成17年10月21日

①日常時の小地域見守りネットワーク 活動の推進体制づくり

★地区社協と自治会福祉部の設置状況

「地区社協」は、全11か所で、小野田地域7か所と山陽地域4か所に設置しています。

「自治会福祉部」は、全部で148か所設置されています。山陽地域では、福祉の輪づくりモデル自治会」として単位自治会や小地区自治会を指定し全56か所、小野田地域では自治会単位で92か所となっており、モデル自治会の自治会福祉部を含めた累計数です。

山陽地域では平成12年度から設置を進めています。指定を受けた自治会員のみならず近隣住民も巻き込む活動として、行事のときは一緒に行くなど、活動に柔軟性を持ち、他の地域に波及すればもっといいと考えています。

自治会福祉部の活動には2つの柱があり、1つは「ふれあい・いきいきサロン」、もう1つは「福祉懇談会」の開催です。縦割りから横へと顔の見える交流事業に切り替え、モデル自治会の取り組みの中で、サロンは積極的に進めて欲しいと呼びかけ、ひとり暮らしの高齢者や寝たきりの方などの「見守り活動」にも、その地域の特性を生かしていただいています。

★ふれあい・いきいきサロン活動の状況

山陽地域のサロンは、小地域での仲間づくりを視点に、これからの地域福祉に

特に大切と考え、平成10年から取り組み、現在39カ所に広がっています。地域のボランティアを主体に民生委員・児童委員、福祉員、食生活改善推進員など地域の皆さんに関わってもらい、地域で高齢者を日常的に支えていこうという活動になっています。

一方、小野田地域のサロンは、山陽地域と異なり、単位老人クラブの活動の一環として、参加者も老人クラブの会員を対象として行われています。

合併後、サロンは地域の福祉の輪づくりの一つとして大事なもので、小野田地域においても自治会単位などでいろんな人の参加による取り組みを行うところです。

★福祉懇談会の開催状況

「福祉懇談会」は、「ふれあいのまちづくり事業」の取り組みの一環として、平成9年から積極的に開催されるようになりました。自治会長が福祉員、民生委員・児童委員などと話し合っ、自治会にとって福祉懇談会の機会が必要となった際に、社協から地域に出向くスタンスです。

自治会主体のため、参加者は結構多いといえます。もし、社協からの押しかけによるものなら、参加者はもっと少ないでしょう。自治会によっては毎年行われているわけではありませんが、自治会総会の際に少し時間をいただき、社協から

説明をする形のものもあります。自治会に限らず、また、さまざまな団体に時間を作ってもらい、社協が働きかけていくことは大事だと考えています。

★需給調整会議の開催状況

山陽地域では、モデル自治会のところには、小地域見守りネットワーク活動の推進母体となる「需給調整会議」（井戸端会議的な自由な話し合いの場）を、必ず月1回取り入れていただくようお願いしています。

特に、みんなが気に掛けているのは、例えば閉じこもりがちなひとり暮らしの高齢者のことなど、地域の課題をいろんな角度から話し合う場となっています。

構成メンバーは自治会にお任せです。民生委員・児童委員、自治会長、班長、老人クラブ、子ども会、健康推進員、環境委員、会計など、年齢を問わず集まってもらいます。自治会組織のメンバーと重複する人もいますが、それに限っていません。ただし自治会福祉部で何か活動する場合はお金が必要になるので、自治会長にはできるだけリーダーとして入ってもらっています。

こうした需給調整会議の中から「地域の集まりの場を復活させよう」と生まれた行事で多いのが「どんど焼き」です。モデル自治会の半分くらいでやるようになりました。近隣の方々がお飾りを持ちより、神主さんからお祓いもしていただいています。豚汁などを食べながら、子どもが笛を吹いたりした地域、募金箱を設置する地域もありました。

近年、近所で知り合う機会が減り、自治会独自で行う行事も河川清掃・空き缶回収などに固定化されて少なくなる中、どんど焼きは地域の人が集まりやすく、世代を越えて知り合う機会になっています。

★小地域見守りネットワーク活動の取り組み状況

モデル自治会の中には、閉じこもりがちな高齢者に対し、民生委員・児童委員、福祉員、自治会長が月1回「訪問」するようにしています。心を閉ざした人が自治会のだれに一番心を開いてくれるのか考えながら、地域のつながりを上手に生かして見守っています。日常の生活の中で年齢を問わず顔の見える人間関係を作ることが、見守りの大きな目的です。

最初はとにかく定期的な訪問のシステムを作りがちですが、必ず月1回訪問と決めず、無理せず「台風が来るから、訪ねておこうか」といった感じで訪問してもらっています。

子ども会も年1～2回、敬老月間するときなどにひとり暮らし高齢者を訪問しています。

②災害発生時の小地域見守りネットワーク活動の推進体制づくり

〈旧山陽町社協〉

★平成11年9月24日 台風18号上陸時の支援体制・活動

〈被害状況〉

	全壊	半壊	一部損壊	床下浸水	計
厚陽地区(10自治会)	3	62	11	34	110
埴生地区(20自治会)	29	360	3	50	441
合計	32	422	14	84	552

〈対応〉

●平成11年9月28日

山陽町社協にて「災害対策会議」を開催し、理事、ボランティア連絡協議会メンバーから意見徴集し、救援方策をみんなで練りました。

●同9月29日

「災害救援ボランティア本部」(福祉会館内に事務局)を設置し、災害ボランティア登録受付(ボランティア保険加入手続き、ボランティア派遣の連絡調整、救援物資の受付と配布、義援金受付、山陽町災害対策本部からの情報収集・整理、依頼受付等)を行うため、行政の災害対策本部との連携しました

★台風上陸当日の対応

台風18号の上陸前日、社協としては心配な高齢者宅などに対し、ホームヘルパーがあらかじめ電話連絡や訪問などで注意を呼びかけました。

早朝の台風上陸時には起きてみると、すでに猛烈な状況で、当被災地ではみるみるうちに床上・床下浸水により畳が持

ち上がり、窓も開けられない状況になりました。全壊家屋も多く、大きな船が堤防を乗り越え、市街地の丘の上まで上がったほど被災規模は大きく、あれだけの災害で死者が出なかったのは、不幸中の幸いでした。

避難勧告も発令され、消防署員さんが「避難してください」と地域をまわりましたが、アツという間のこと、避難場所に行ける状態ではありませんでした。とっさの中、近所の人や危ない家の人に呼びかけて、隣の家や2階などへ避難されたようです。この地域は昔からのご近所つきあい、「地縁」の強いところだったこともあり、死者が出なかったのではと思いますし、「地縁」は命をつなぐ「宝」と思います。

★台風通過後の社協の役割と活動

(ボランティア登録と派遣、お風呂の無料開放、号外の発行)

ボランティアを希望する人には社協で「ボランティア登録」し、そこから現地の最前線基地(ランチ)「行政の支所」へ派遣のうえ、そこで待機している社協職員1名がボランティアと現場のニーズをマッチングさせる形で行いました。ボランティアの人にはほとんど一日中あちこちに行ってもらいました。「うちはいつやってくれるのか」という被災者からの苦情もありました。

当時は今ほど災害時のためのボランティア支援が一般的ではなく、「行政がやるべきこと」という意識がまだ強かったころでもありました。

一方、社協の機能を解放するため、社協運営の老人福祉センターのお風呂（温泉）を、被災当日の夜から無料開放を決めて実施したところ、被災世帯にもものすごく喜ばれ、送迎も社協職員が行いました。お風呂の解放期間はお風呂が不可欠な利用者がなくなるまで（10月8日まで）実施しました。

また、被災地の状況の情報伝達・発信の重要性を実感しました。同じ町内であっても当初、その被害の深刻さが離れた地域ではまったく感じられておらず、2～3日経つまで被災地域外では知らない方もありました。有線放送でも伝えられましたが、大きな効果はなく、全体的な周知率としては高くありませんでした。そこで、社協では同じ住民の皆さんが困っている様子を広く知らせなければと社協チラシ「号外」の発行を行い、被害の深刻さが分かるように写真も入れて、その新聞折込みの方法で町内各家庭に配布しました。号外で「災害義援金・救援物資の受け付けと救援ボランティアの登録」を呼びかけたところ、反応は早く、町内からたくさんの救援物資が寄せられ、住民の温かさを肌で感じました。

★行政・社協・その他の機関との役割分担

災害時の対応として、行政と社協との役割について、マニュアルは特になく、当日、社協にたくさんのボランティアが来られ、そのつど派遣する一方、善意で来てくださったボランティアが積極的に入って来られ、自分たちの考えで動き始

めたことから、「なぜあそこの家だけ手伝いに行くのか」と被災者から苦情も寄せられたこともありました。

このようなことを踏まえ、被災地からの要望の流れが「要望→自治会長→町対策本部→山陽町社協（自治会長とボランティアの連絡調整）」という形に落ち着くまでは率直に言ってゴタゴタし、情報の一元化の流れが確立されたのは、被災から数日後のことでした。

民生委員・児童委員にお願いして要援護者の状況把握をしていただき、住民のきめ細やかな情報を一番集めてくださったのは自治会長で、大変に活躍してくださいました。被災地の自治会長はほとんど毎日集まってどこに支援が必要かどうかを話し合い、その対応をもとに社協が支援の必要なところへボランティアを調整して派遣しました。

炊き出しは自治会対象ごとに行政サポートで行われ、他の地区から婦人会の団体などが手伝われました。炊き出し作業は公民館で行い、それを地区の神社などに運び、そこで被災住民の方に集ってもらい、お配りしました。

③災害に関する取り組みの状況と課題 ★行政と社協の協働体制づくり

旧山陽町では、平成11年の台風18号による大災害を教訓に、翌12年に「県総合防災訓練」が行われました。また、新市になって平成17年9月、市の「防災訓練」があり、社協は救援物資を地域住民の方へ配布したり、車いすを用意して身障者

を救護所に搬送したりといった訓練を行いました。ボランティアの登録コーナーの想定も必要で、社協を含め、それぞれの団体などで役割分担されています。来年も、山陽地区で市の「防災訓練」が行われる予定です。

また、旧山陽町が地域住民と協働で平成16年に「高潮ハザードマップ」を策定されました。市全体・地区全体のハザードマップでなく、小地域単位でのハザードマップもあればいいのではないかと思います。

旧小野田市では「災害救援マニュアル」を作っていて、避難場所の記載と併せて「社協の役割」として、災害弱者の救援・物資の供給・被災した所の修復などに、ボランティアを活用して取り組んでいくことが位置づけられていました。

社協合併の協議の中でも、「災害復旧ボランティアセンターの立ち上げを市と協議調整する。市及び市社協の役割を明確化した災害復旧マニュアルを作成する」ということになりました。ただし、合併後の多忙な状況の中で、まだ具体的に決まっていません。災害が発生した場合、行政に災害対策本部ができ、そことの連携によって社協が動くようになるでしょう。でも、その時の状況に応じた具体的な行動は社協の専門性の発揮を期待すると共に、災害が起きる前に、どこまでを社協がやるのかという「役割分担」、境目、その役割をよく考えておくことが緊急の課題になります。

例えば物資にしても、すべて社協がやるのか、どことつないで物資を確保する

のか、それとも〇〇は〇〇へと、細かく分けた方がいいのかもしれませんが。

災害の体制づくりを考える際、社協は行政と一緒に考えて、災害時に行政がどう動くか、知っておく必要があります。

備考／ハザードマップ……災害時の迅速な避難誘導を行うための洪水・高潮による浸水想定区域や避難場所を記した地図。重大な被害が予想される河川・海岸のある地域を対象に、県が支援し、市町村で制作を進めている。対象地域の住民に配布。旧山陽地域町では2004年7月作成。名称「山陽地域町埴生地区高潮避難地区（高潮ハザードマップ）」。そこには、避難時の心得、携行品や家庭用防災グッズ、情報の流れ、地震について、過去の防災記録、関係機関の連絡先、避難場所の連絡先が記されている。中でも、国土交通省によれば、旧山陽地域町のハザードマップは「高潮の危険度が段階表示されている点」「事前避難ルートが記載されている点」「分かりやすいイラストが掲載されている点」「過去の災害記録が写真とともに掲載されている点」が評価されている。

参照／http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/05/050728_.html（国土交通省「津波・高潮ハザードマップ作成・活用事例集」）

★小地域での見守り・相互支援の体制づくり

災害のときの対応は、自治会福祉部としてはまだ確立していません。「災害になったらどうすればいいかをテーマに1年間考えていきましょう」と社協としては心がけています。

自治会といってもエリアの差異はあり、大きな災害が発生したら安否確認はどうすればいいのか。それを自治会で把握するのは難しいといえます。ならば、例えば班ごとなど小地域で安否確認ができる申し合わせや、地域の独自の避難場所へ行っていたらどうすればいいのかなど、事前に決めておけば、災害が起きたときに自治会長へ情報集約することにもつながります。場合によっては災害に備えた「情報連絡網」を作ることを考えないといけないと思います。

どこに支援を必要とする人が暮らしているのか、民生委員・児童委員があらかた把握されていると思いますが、社協がその全体を把握されているとはいいきれません。しかし、民生委員・児童委員だけの力では限界があります。常日頃から、地域の人たちでできるだけ気軽に需給調整会議の場をもつことが大事で、今、それをすすめています。

例えば、災害に役立つもの（電池・懐中電灯など）を自治会福祉部で少しずつ揃えておいたり、自治会で炊き出しができるようにしておくのも有効だと思います。

「緊急避難場所」も、子どもたちに日頃から教えられるよう、広報紙に出てい

る地図を拡大して各家庭で張るのもいいと思います。

いずれにせよ住民の協力がなければ、マニュアルを作っても意味がありません。行政の災害マニュアルをうまく生かすのは、地域の日頃からの付き合いが大事です。

「福祉の輪づくり運動」は小地域の中で福祉を考え、何かを起こしていこうというものです。災害支援ネットワークも同様であり、まず関心を持ってもらい、何かあったときに一番近くにいる人がどういうふう動くのかを考えておくことが大事になります。

本当に困ったときとは命に関わること、みんなの安否に関わることです。災害が起きてから連帯感が生まれたのでは遅すぎます。日常の中で助けあいの輪を作っておけば、災害のときも助けあえます。広場に「あのおじいさんが出てこない。助けにいこう」というシステムを作っておけば安心です。命に関わることのためのシステムなら、きっとみんな関わるはずだと思います。

「調査結果にみる小地域福祉活動の課題と今後の展望」

山口県立大学 社会福祉学部 教授 高野 和良

1. はじめに

第3次福祉の輪づくり運動推進県域活動計画（第3次ネットワークプランやまぐち）は、「住み慣れた地域で誰もが安心して豊かに暮らし続けることができるまちづくり」を計画目的としており、山口県社会福祉協議会によって展開されてきた福祉の輪づくり運動をさらに推進するために、「目標1 ともに支えあい、支えられあう『つながり』づくりをすすめる」、「目標2 住民が日常のなかで自ら参加できる『場』づくりをすすめる」、「目標3 住民による主体的なまちづくりの『将来像』づくりをすすめる」の3つの目標を掲げている。いずれも、小地域における住民による相互支援関係の形成、社会活動を展開するために必要な小地域における拠点形成、小地域の地域形成に向けての住民の現状課題と将来展望の共有といった、小地域における住民の関係形成が基本となっていることがわかる。

こうした小地域における住民の関係形成をめぐるには、いくつかの環境変化が起きつつある。すなわち、これまでも指摘されてきた高齢化の進行に伴う高齢者のひとり暮らしや夫婦のみ世帯の増加といった家族の小規模化や、生活圏域の広域化や流動化などに加えて、行政合併に伴って小地域の範域や単位の見直しが求

められ、小地域福祉活動の基盤構築・再編成が必要となっているのである。

効率的な活動展開のためには、一定程度の小地域単位の統一が必要であるが、一方で、学校区単位、行政区単位など伝統的に形成されてきた様々な小地域の単位があり、これを機械的に調整することは実態にそぐわず、無理が生ずる場合も少なくない。問題は範域の形式的な統一といった点にあるのではなく、小地域を基盤とした福祉活動の円滑な展開のために、いかなる活動範域を設定するかにある。そこで、合併市町社協における、小地域福祉活動の基盤構築・再編成の取り組みの実態を把握し、小地域福祉活動の展開にあたっての課題を検討することとした。

また、行政による地域福祉計画の策定にも認められるように、福祉行政において地域福祉の視点の重視、すなわち地域福祉の主流化が進行しつつある。こうしたなかで、地域福祉の推進主体として位置づけられている市町社協においては、従来にも増して行政との連携、協働の機会が増加しつつある。しかし、たとえば社協による地域福祉活動計画と行政の地域福祉計画との関係についても、県内のいくつかの社協と行政との間で、策定に

あたって両計画の連携を図る先駆的な取り組みは認められるが、今後の課題として検討が始められた段階である。そのため、小地域福祉活動の推進における市町行政との連携・協働の実態を把握し、その現状と課題を把握することとした。

さらに、地域福祉の担い手である住民の福祉活動も、自治会、町内会をはじめとする伝統的な地域集団を通じての活動だけではなく、市民活動、NPOなどの新しい組織形態や活動目標を持つ活動が広がりつつある。小地域において、両者の連携と協働を図り、小地域福祉活動のさらなる推進を図るための検討も求められている。そのため、様々な分野のボランティアが協働し、連携のとれるしくみづくりに関する市町社協の実態を把握することとした。

加えて、近年、地震や台風といった自然災害発生時に、迅速な情報伝達と避難対策を実現するために小地域における自主防災組織の必要性が強調されている。生活の安心、安全の基本である災害発生時における小地域見守りネットワークを活用した支援の取り組みについても、その現状と課題を把握することとした。

以上の諸点の把握を通じて、市町社会福祉協議会が今後、小地域における住民の関係形成にいかなる視点から取り組み、小地域福祉活動をどのようにすすめていくことを目指すべきかについて、いくつかの視点を提供することができれば、本

事業の目的は達成することができたものと思われる。

なお、小地域という概念は、コミュニティや地域社会と同様にやや曖昧な側面も持っているが、ここでは、「おおむね自治会・町内会（複数の自治会・町内会の範囲の場合もあるが、小中学校区を上限とする）の範囲を空間的な範囲として、居住する住民によって一定の一体性や愛着感が認められる地域社会」を指すものとして、暫定的に定義することとする。

2. 合併市町社協における小地域福祉活動の基盤構築・再編成の取り組み

合併後の市町社協では、合併以前の旧市町村社協で展開されてきた小地域福祉活動の内容、対象、範囲などについて検討のうえ、合併後の新市町社協での小地域福祉活動のあり方が議論されている。そうした過程で課題となるのは、小地域福祉活動推進の方向性をどのように構想し、それを、住民をはじめ地域の各種組織団体と共有化するための「具体的な方法論」の検討である。

その前提として、地域のなかで住民参加による活動を実施する基盤として、小地域単位の取り組みを促す組織形成、関係形成が必要であり、地区社協や自治会福祉部などの組織化が進められている。もちろん、組織の設置自体が目的ではなく、小地域福祉活動の基盤形成、組織化

といった機能を果たすための枠組み設置のために、こうした組織が必要であることはいうまでもない。

この点を、県内の社協のなかで先行して合併を果たした周南市社協、周防大島町社協の取り組みからみると、小地域の範囲、単位について、周南市社協では、地区社協を単位とした再編が検討されており、周防大島町社協では、地区社協、自治会（福祉部）が混在している実態にある。

都市部から農村部まで幅広い地域特性を持つ周南市社協と、農漁村部を中心とした周防大島町社協では、人口規模や人口密度、年齢などの人口構成、産業構成などの点で差異があり、地理的な側面からも、面積をはじめ交通体系などの多様性が認められる。したがって、基本的に小地域福祉活動の促進を図るための具体的な方法については、こうした地域特性に基づいてすすめていくことが求められるであろう。

その際、住民の生活実態をふまえるべきであり、住民自身の参加によって検討されていく必要があるが、重要な点は、地域包括的な組織であり地域代表としての性格の強い自治会、町内会との関係を考慮すること、民生委員・児童委員、福祉員、老人クラブ、婦人会、子ども会といった地域集団や地域組織との連携を図ること、にある。地域集団や組織の参加者の漸減傾向や、活動の弱体化は多くの地域で指摘されており、地域社会に新たな組織を立ち上げることは現実的に難し

い場合も少なくない。したがって、こうした組織間の連携、協働が現実問題として必要となるのである。

加えて、地域社会における福祉活動への理解は進みつつあるとはいえ、依然として十分な理解が得られていない場合も認められるため、自治会・町内会に福祉活動を実践する組織を位置づけること、各種地域集団や組織との連携、協働による活動展開を通じて、小地域での福祉活動を円滑に展開するための環境形成を図る必要があると思われる。

また、自治会福祉部や地区社協が行う小地域福祉活動に、住民が参加しやすい場づくりのあり方についての検討も必要となる。そのために、参加する住民同士による協議の場が求められる。従来、需給調整会議として取り組まれた協議の場を、より身近な存在と改変し「こねっと会議」として展開することが検討されて良いと思われる。

市町社協がこれらの具体的な取り組みを効果的に展開して行くには、合併後の小地域福祉活動の推進の方向性を、総合的な視点から構想することが必要となる。周南市社協では、社協内に「明日の社協開発会議」を設置し、市域全体での地区社協の設置や福祉員の設置などについて協議を行っているが、周防大島町社協では、現状では社協内で小地域福祉活動について検討する具体的な体制は設置されていないが、その必要性は十分認識され

ている。いずれにせよ、市町社協内で、小地域福祉活動の全体像についての構想を検討する体制づくりが不可欠といえる。

3. 行政の地域福祉計画策定に係る市町社協との協働

市町社協による小地域福祉活動の基盤づくりを推進するにあたって、行政との連携、協働体制をどのように図るかが問われている。先に指摘したように、地域福祉の主流化のなかでは、地域福祉の推進主体である市町社協による地域福祉活動への取り組みの如何によって、当該地域の住民の生活の安心感は大きく左右されると思われる。従来に増して地域住民に期待される社協となるためには、市町行政との連携、協働についても十分な検討が必要である。その際、地域福祉計画の策定との関係がひとつの手がかりとなるろう。

社協における地域福祉活動計画の策定は、第三次計画の策定段階に移行しつつある。行政の地域福祉計画との関係についても、県内のいくつかの社協と行政との間で両計画の連携を図る先駆的な取り組みが行われている。

合併前の旧山口市では、地域福祉計画の策定にあたって、市民の生活や福祉ニーズの実態をふまえることが必要とされ、調査票を用いた「市民意識調査」の実施と、より地域に密着したニーズ把握の試みとして「地区住民座談会」が開催された。この座談会は各地区社協の主催で開

催されており、平成14年に市内16地区中3地区がモデル地区指定され、それ以降も毎年2地区ずつ指定を拡げている。

地区社協の主催とされたのは、小地域での福祉活動の担い手として地区社協が期待されていることと、市社協による地域福祉活動計画に地区社協単位での地区地域福祉活動計画の策定が盛り込まれており、そうした作業との連携も期待されたからである。

このことによって、この座談会は、「行政の地域福祉計画の策定に必要な住民の福祉ニーズ把握」と、「市社協が策定済みであった地域福祉活動計画に計画目標として掲げられていた地区社協単位による小地域福祉活動計画策定」との共同作業をすすめるものとなった。座談会を通じてまとめられた地域実態やニーズが、その地区での小地域福祉活動計画の策定につながるとともに、市域全体の地域福祉活動計画の策定にも反映されている。これによって、地区と市域（行政・市社協）の範域の計画が接続され、総合的な地域福祉の計画策定が実現されているのである。こうした、計画策定を通じた行政との連携の機会などを通じて、地域福祉の中心的な担い手、地域代表として行政に対し提言する立場という位置づけのもとに、地域福祉計画のなかで社協が果たすべき役割を明確にすることが必要である。これによって地域福祉活動に果たす市町社協の存在感を示すことが考えられなければならない。

4. 様々な分野のボランティアが協働し、連携のとれるしくみづくり

従来、たとえば高齢者の生活支援という共通の目的を有しながら、自治会、町内会等の伝統的な地域組織による相互扶助活動と、福祉NPOなどの組織とが相互に連携して活動するまでには至らない場合が多かった。しかし、先に挙げた地域福祉計画の策定過程における住民の相互理解などをきっかけとして、共通認識の形成や連携づくりが図られ、新たな取り組みに向けて動き始めている例も少なくない。このように、従来の伝統的なボランティア活動と新しい形態のボランティア活動（市民活動）との活動実態に配慮し、それぞれに対応した支援が必要となっている。

また、合併に伴って、例えば旧市町村におけるボランティア連絡協議会（ボ連協）の統合や連携のあり方についての検討も求められている。ボ連協活動については、近年、活動参加者の高齢化が進行し、後継者の不足、リーダーの負担感の増大、コーディネータの不在などが指摘されている。

さらに、ボ連協で統一的に活動を行うよりも、それぞれの組織活動に重点を置きたいといった声も少なくない。もちろん、地域社会の一員としてのボランティア活動グループであるから、ボ連協として集まって意見交換や活動を行うことは必要であるが、参加者の高齢化の進行などといった現実的な制約のなかで、新たな枠組みづくりの検討が必要な時期であ

ったともいえよう。その際、合併後の領域で活動する諸団体（伝統的な団体と新たな団体の双方）の活動理念、目的、対象などを把握し、全体の調整を行うことができるのは市町社協であろう。

もちろん、両者がすでに連携し、こうした調整が不要な地域もあるとは思われるが、市町社協（ボランティアセンター）に求められる役割は、依然、少なくともはなれないと思われる。身近な地域での住民活動を幅広く支援するという視点で、「ボランティア活動・市民活動に関する情報提供」や、「個々のグループが取り組んではいない先駆的な活動の推進（研修・グループ育成など）」は、市町社協のボランティアセンターが積極的に果たすべき役割であろう。

また、小地域でのボランティアセンター機能の提供についても検討されて良いと思われる。身近な地域で活動するボランティアに対するコーディネート機能の提供は、実際にボランティア活動者から求められている課題である。とりわけ、災害時における被災地等現場でのボランティア活動を円滑にコーディネートする機能は、あらかじめ十分に意識されている必要がある。

5. 災害発生時における小地域見守りネットワークを活用した支援の取り組み

先にも指摘したように、自然災害発生時における迅速な情報伝達と避難対策の

実現にあたって、小地域での自主防災組織を形成する必要性が強調されている。災害発生という極限状況下における安心、安全の確保につながる小地域見守りネットワークの形成が求められている。

こうした、災害時の小地域での支援体制形成の実施主体は、防府市華城地区社協では自治会福祉部での日常からの小地域見守りネットワーク体制を基礎としており、山陽小野田市社協では市社協のボランティアセンターが基礎となっている。いずれにせよ、小地域における日常からの住民同士のネットワークが、災害時の支援にあたって大きな役割を果たしていることは共通している。

災害時に優先的に支援を必要とするのは、いわゆる災害時要援護者と呼ばれる高齢者、心身障がい者といった人々である。こうした人々の情報集約にあたっては、個人情報保護の観点から様々な方法が検討されており、また、情報伝達や避難所への移動方法、避難所での対応など具体的な支援についても、県において、県社協が策定したマニュアルも参照しつつ、市町が地域による自助・共助の取組を促進し、公助による避難支援等の仕組みを作り上げるための指針が提示され、市町でマニュアル策定が進められているところである。

行政による災害対応と連携し、とりわけ支援を必要とする住民に対して小地域での支援体制形成を図るためには、上述したように日常からの小地域見守りネットワークによるニーズ把握、共有、見守り体制形成が重要な役割を果たすものと

思われる。そのためには、行政、市町社協、地域組織（自主防災組織）間の役割の整理が必要であるし、災害時の活動内容の明示（マニュアル・マップづくり、防災訓練など）も必要である。現在、多くの地域では、民生委員・児童委員や自治会役員などの自発的な取り組みとして、災害時の見守り活動が行われているが、これを小地域福祉活動に明確に位置づけ、他の地域組織や集団との調整を図ることが必要と思われる。

6. おわりに

以上、「第3次ネットワークプランやまぐち」に掲げられた福祉の輪づくり運動の推進にあたって留意すべき諸点、すなわち小地域福祉活動の展開をめぐる課題について、実際の取り組み状況などをもとに指摘してきた。

市町社協が、合併という環境変化やそれぞれの置かれている地域特性に応じて、これから小地域福祉活動を幅広く推進していくためには、市町社協が当該地域の小地域福祉活動の現状と将来展望を明確に構想し、それをもって行政や、地区社協、自治会福祉部、自治会町内会、民生委員、児童委員などといった地域集団や組織と、小地域福祉活動の推進方向についての共通認識を持って連携できるような取り組みが必要である。

そのためには、市町社協の地域福祉活動計画の策定、見直しをすすめるととも

に、地区社協単位での地域福祉活動計画の策定もひとつの方法として有効であろう。例えば、先行してこうした取り組みを行っている地域では、小地域福祉活動計画の策定にあたって行われた住民座談会の参加者から、「何かしたいと思ってもどうしたらよいか分からない」「生活課題を話し合う場が今までなかったので、ぜひ続けて欲しい」といった感想が多く寄せられている。また、山口県内で実施された複数の調査結果からは、地域のために何か役に立ちたいという貢献意識は、決して小さくはないことが指摘されている。これらの意識を実際の活動に接続するにあたって、継続的な住民座談会の開催によって意識の共有や、地域集団や組織と連携を図りつつ活動の場の提供を図ることは、大きな効果を持つものと思われる。さらに、これらの活動を通じて、小地域活動の将来展望の共有が図られることが望ましい。

また、こうした小地域福祉活動の支援に留まらず、合併後の市町社協においては地域福祉活動全体の推進体制整備が求められる。その際、市町社協の組織体制、事業展開、財源確保を構想する「社協発展・強化計画」に、こうした体制を明確に位置づけることが必要と思われる。

**ネットワークプランやまぐち推進支援事業
調査報告書**

発行日 平成18年3月

発行 社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

山口市大手町9番6号

ゆ〜あいプラザ 山口県社会福祉会館内

TEL 083-924-2777

FAX 083-924-2792